

2 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策に係る施策

(1) 外国人の訪日促進

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策を構成する施策として、日本の魅力を海外に積極的に情報発信して、外国人の訪日旅行意欲を喚起するとともに、観光等を目的とする外国人に対して、査証発給手続、出入国手続の円滑化等を図る一方、不法入国等への対応の厳格化を実施することにより、外国人の訪日を促進することとしている。

今回、これらの施策の実施状況を調査したところ、以下のとおり、入国手続のための最長審査待ち時間の短縮に関する目標は達成していないものの、東アジア諸国の経済発展等を背景にV J Cや査証免除措置等が実施されてきたこともあり、外国人旅行者数は着実に増加している。

ア 情報発信（宣伝）・誘客事業による外国人旅行者数の増加

（要旨）

「訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にする」との政策目標を実現するために、15年から、国、国際観光振興機構、地方公共団体及び民間事業者・団体が共同して、V J Cを行っている。V J Cでは、訪日旅行需要が大きく、我が国における外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される12か国・地域をV J C重点対象国・地域に選定した上で、旅行会社招請事業、メディア招請事業等を実施することとしている。V J C事業費の予算額は35億円前後で推移している。

V J C事業について有効性の観点からみると、V J C事業が開始された平成15年以降の外国人旅行者数では、東アジア諸国の経済発展等を背景に実施されてきた結果、15年から19年の5年間の年平均外国人旅行者数は675万人となり、V J C事業の開始前の10年から14年の5年間の同旅行者数466万人に比べ、大幅に増加している。

V J C事業開始前後の年平均外国人旅行者数を主なV J C重点対象国・地域別にみると、東アジアでは、韓国が、開始前103万人が開始後190万人となっているなど大幅な増加となっている。一方、欧米では、米国は、開始前70万人が開始後77万人、フランスは、開始前8万人が開始後12万人、英国は、開始前20万人が開始後22万人とそれぞれ増加はしているものの、その増加数は東アジア諸国に比べると小さい。

欧州におけるV J C重点対象国と重点対象としていない国・地域の平成15年以降の外国人旅行者数の推移をみると、いずれも17年まで増加を続け、18年は横ばい傾向で推移し、19年は再び増加となるなど同様の傾向を示している。

また、実地調査した12都道府県及び16市区町のすべてにおいて、V J C事業によって、多くのツアー造成等を行うことができた結果、外国人旅行者数の増加につながっているなどとして、V J C事業は「効果があった」と評価している。

次に、効率性の観点からみると、外国人旅行者数の増加に連動して、訪日外国人旅行消費額は増加しているものの、V J C事業による1人当たりの誘客費用は、平成16年度の1,940円が18年度には3,360円へと増加している。

この原因は、外国人旅行者数が少ない地域においても、V J C事業が盛んに行われ始めているなど国内外において新規市場開拓のために効率性が相対的に低い誘客事業に取り組んでいること等にあるとみられる。

なお、V J C事業の実施状況を調査した結果、次のような問題点が認められた。

- ① 実地調査した都道府県等では、事業を広域的に取り組むことで、招請する海外の旅行会社が希望する広域旅行商品の造成・販売ニーズに対応できるという効果が認められるとしており、また、国土交通省が実施しているV J C事業評価では、誘客事業（旅行会社招請事業等）と認知度向上事業（メディア招請事業等）を効果的に組み合わせ（複合化）たものが高評価となっているが、ブロック区域（地方運輸局管轄地）、都道府県等を越えた事業の広域化や、事業の複合化が不十分となっている。
- ② 外国人旅行者の受け皿となる宿泊業者等の受入意欲の低さや外国語表示等の受入環境の整備の著しい立ち遅れを海外の旅行会社等から指摘されているなど、海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たり、必ずしも受入環境の整備状況等が反映されていない。
- ③ V J C事業評価を実施する過程における都道府県等の関係機関との連携や、評価結果の反映が不十分となっている。

(7) 把握する内容及び手法

a V J C事業の概要

V J Cでは、国、国際観光振興機構、地方公共団体及び民間事業者・団体は共同して、海外の旅行関係者、メディア関係者等を招請し、日本向けツアーの造成や日本の観光資源等を紹介する旅行番組の作成の促進、海外で開催される国際旅行博覧会への出展等による旅行需要の喚起等のV J C事業を実施している。事業の概要と事業費等は、図表13のとおりとなっている。

図表 13 V J C 事業の概要と事業費等

(単位：千円、件)

事業名称	事業の概要	18年度事業費等		
		事業費	事業数	1事業当たり事業費
旅行会社招請事業	V J C 重点対象国・地域の旅行関係者を日本に招請し、国内観光地を視察するとともに、商談会、旅行説明会を開催することにより、日本向けのツアー造成につなげる事業	1,022,005	旅行会社招請 171	旅行会社招請 5,512
			旅行商談会 28	旅行商談会 2,835
ツアー共同広告事業	V J C 重点対象国・地域において旅行会社と共同でツアー商品の広告を行う事業	284,359	43	6,613
メディア招請事業	海外の記者、テレビクルー等を招請することにより、日本の観光資源等を紹介する記事、テレビ番組の作成を支援する事業	319,403	108	2,957
広告宣伝事業	新聞・テレビ等に広告宣伝を展開することにより、日本の観光魅力を紹介し、観光目的地としての認知度を高める事業	669,196	61	10,970
情報発信事業	ウェブサイトにより、訪日基本情報、日本文化、トレンド等の情報発信を充実する事業	90,644	17	5,332
展示会等事業	国際旅行博覧会への出展等により、日本の観光地、訪日ツアーへの関心を高め、需要を喚起させる事業	765,503	103	7,432

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。
 2 事業費は、V J C 事業評価の対象となった事業費の総額であり、事務局運営費等の共通経費は含まれていない。国費のほか、地方公共団体、民間事業者等連携先の負担額も含まれる。
 3 本表掲載事業のほか、事業費は少ないが国内イベント事業等が実施されている。

V J C では、図表 14 のとおり、訪日旅行需要が大きく、我が国における外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される 12 か国・地域を V J C 重点対象国・地域に選定した上で、同国・地域のいずれか又は複数を対象として、事業を実施している。

図表 14 V J C 重点対象国・地域の選定の推移

選定年度	V J C 重点対象国・地域
平成 15 年度	韓国、台湾、中国、香港、米国
16 年度	英国、フランス、ドイツ
17 年度	タイ、シンガポール、カナダ、オーストラリア

(注) 国土交通省の資料による。

b 把握する内容及び手法

V J C 事業が、目標達成のための施策として、有効性、必要性及び効率性を有するかどうか、また、当該施策に基づく事業が効果的・効率的に実施されているかについて以下の手法により把握・分析した。

- ① V J C 事業開始前後における V J C 重点対象国・地域からの外国人旅行者数の推移について、V J C 事業開始後の経過期間を単位とする期間で比較し、施策の有効性を把握・分析。また、V J C 重点対象国・地域と重点対象としていない国・地域とにおいて、外国人旅行者数の増減に差がみられるか把握・分析（有効性）
- ② 意識調査及び実地調査により、施策の有効性に係る地方公共団体の意識とその理由を把握・分析（有効性）
- ③ 意識調査により、宿泊業者からみた V J C 事業の必要性等を把握・分析（必要性）
- ④ V J C 事業及び国際観光振興機構による情報発信（宣伝）・誘客事業により誘発された訪日外国人旅行消費額を参考試算（効率性）
- ⑤ 実地調査した都道府県等からの意見及び国土交通省による V J C 事業評価結果を踏まえ、事業をより効果的・効率的に実施する観点から、事業の広域化及び複合化の実施状況等を把握・分析

(イ) 把握した結果

a 外国人旅行者数の推移からみた V J C 事業の有効性

(a) V J C 事業前後における外国人旅行者数の推移

V J C 事業が開始された平成 15 年以降の外国人旅行者数の推移をみると、図表 15 のとおり、総数（世界計）では、事業開始後 5 年間（平成 15 年から 19 年）の年平均外国人旅行者数は 675 万人で、開始前 5 年間（10 年から 14 年）の 466 万人に比べ、大幅に増加している。

V J C 事業開始前後の年平均外国人旅行者数を主な V J C 重点対象国・地域別にみると、東アジアでは、韓国は、開始前 103 万人が開始後 190 万人、台湾は、開始前 87 万人が開始後 117 万人、中国は、開始前 35 万人が開始後 69 万人とそれぞれ大幅な増加となっている。一方、欧米では、米国は、開始前 70 万人が開始後 77 万人、フランスは、開始前 8 万人が開始後 12 万人、ドイツは、開始前 9 万人が開始後 12 万人、英国は、開始前 20 万人が開始後 22 万人とそれぞれ増加はしているものの、その増加数は、東アジア諸国に比べると小さい。

図表 15 V J C重点対象国・地域別のV J C事業開始前後の外国人旅行者数及び年平均外国人旅行者数

(単位：人)

VJC事業開始年 (VJC事業開始年 から平成19年 までの経過年 数)	VJC重点対象国 ・地域	VJC事業開始前後の外国人旅行者数等				
		分析対象期間	分析対象期間 外国人旅行者 総数	分析対象期間 年平均外国人 旅行者数	増加数 (開始後－ 開始前)	[参考] 指数(開 始前＝ 100.0)
平成15年 (5年)	[参考] 総数(世界計)	平成10-14年 (開始前)	23,311,584	4,662,317	—	100.0
		15-19年 (開始後)	33,758,602	6,751,720	2,089,403	144.8
	韓国	平成10-14年 (開始前)	5,137,315	1,027,463	—	100.0
		15-19年 (開始後)	9,512,995	1,902,599	875,136	185.2
	台湾	平成10-14年 (開始前)	4,372,224	874,445	—	100.0
		15-19年 (開始後)	5,834,957	1,166,991	292,546	133.5
	中国	平成10-14年 (開始前)	1,757,709	351,542	—	100.0
		15-19年 (開始後)	3,471,725	694,345	342,803	197.5
	香港	平成10-14年 (開始前)	1,405,733	281,147	—	100.0
		15-19年 (開始後)	1,643,577	328,715	47,568	116.9
米国	平成10-14年 (開始前)	3,514,376	702,875	—	100.0	
	15-19年 (開始後)	3,870,216	774,043	71,168	110.1	
16年 (4年)	[参考] 総数(世界計)	平成12-15年 (開始前)	19,979,389	4,994,847	—	100.0
		16-19年 (開始後)	28,546,877	7,136,719	2,141,872	142.9
	英国	平成12-15年 (開始前)	810,709	202,677	—	100.0
		16-19年 (開始後)	875,660	218,915	16,238	108.0
	フランス	平成12-15年 (開始前)	334,002	83,501	—	100.0
		16-19年 (開始後)	462,288	115,572	32,071	138.4
ドイツ	平成12-15年 (開始前)	363,556	90,889	—	100.0	
	16-19年 (開始後)	465,256	116,314	25,425	128.0	
17年 (3年)	[参考] 総数(世界計)	平成14-16年 (開始前)	16,588,593	5,529,531	—	100.0
		17-19年 (開始後)	22,408,972	7,469,657	1,940,126	135.1
	タイ	平成14-16年 (開始前)	257,582	85,861	—	100.0
		17-19年 (開始後)	413,423	137,808	51,947	160.5
	シンガポール	平成14-16年 (開始前)	243,585	81,195	—	100.0
		17-19年 (開始後)	361,891	120,630	39,435	148.6
	カナダ	平成14-16年 (開始前)	399,698	133,233	—	100.0
		17-19年 (開始後)	473,443	157,814	24,581	118.4
オーストラリア	平成14-16年 (開始前)	531,306	177,102	—	100.0	
	17-19年 (開始後)	623,791	207,930	30,828	117.4	

(注) 1 国際観光振興機構の資料に基づき当省が作成した。

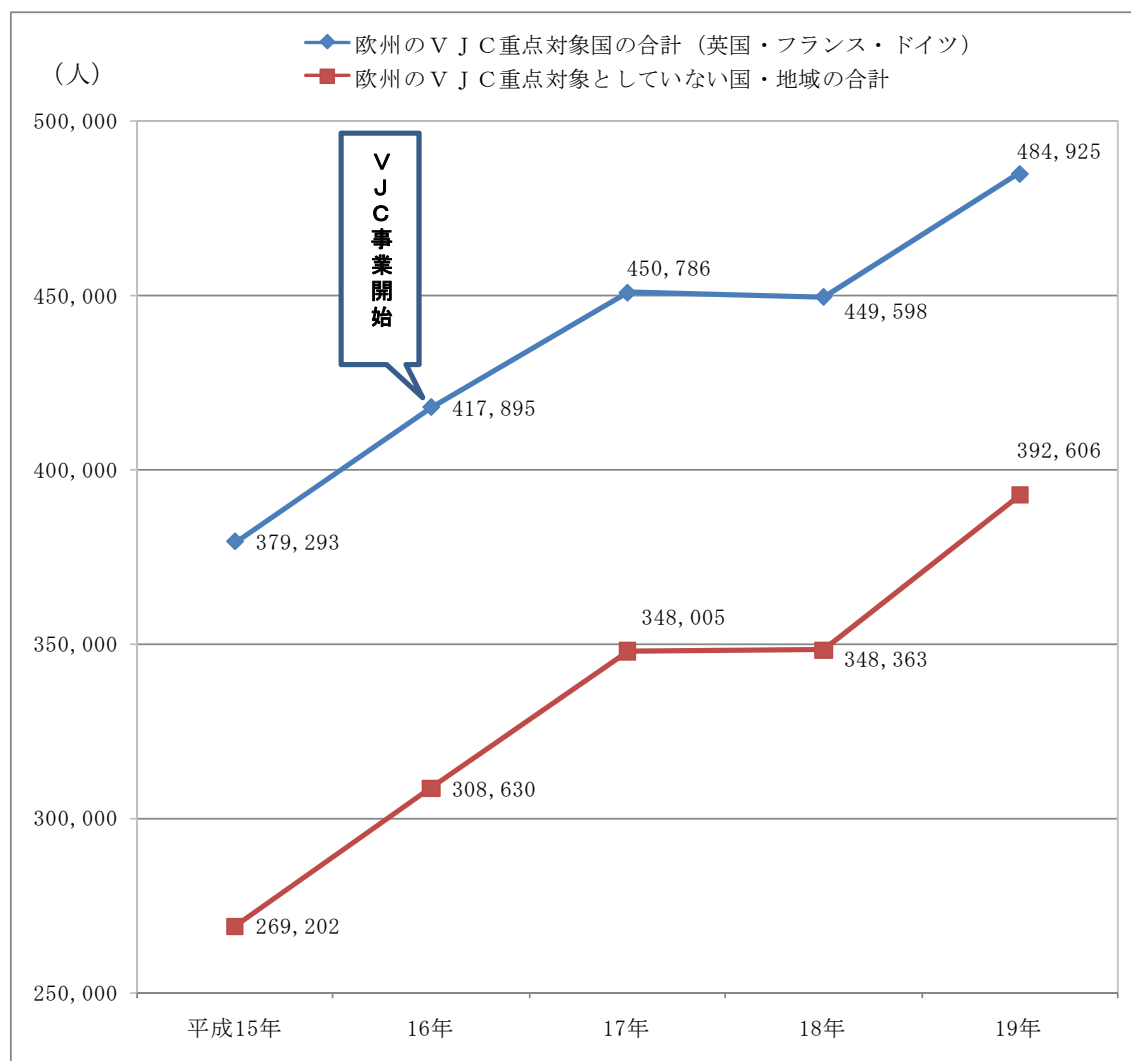
2 平成15年はSARSの影響で全体的に旅行者数が減少している。

(b) V J C 重点対象国・地域と重点対象としていない国・地域における外国人旅行者数の推移

欧州における V J C 重点対象国と重点対象としていない国・地域における平成 15 年以降の外国人旅行者数の推移をみると、図表 16 のとおり 17 年まで増加を続け、18 年は横ばい傾向で推移し、19 年は再び増加となるなど同様の傾向を示している。

なお、アジア、アメリカ及びオセアニアについては、V J C 重点対象国・地域の外国人旅行者が、それぞれ外国人旅行者の 85%以上（アジア 93%、アメリカ 93%、オセアニア 85%、（欧州 55%））を占めている（平成 19 年）。このため、本評価書では、欧州諸国を対象として比較・分析した。

図表 16 欧州における V J C 重点対象国（英国・フランス・ドイツ）と重点対象としていない国・地域の外国人旅行者数の推移



(注) 国際観光振興機構の資料に基づき当省が作成した。

(c) V J C事業費の執行状況

i V J C重点対象国・地域別の執行額割合

平成18年度のV J C事業費の執行額割合をV J C重点対象国・地域別にみると、図表17のとおり、全体では中国が27.1%と最も高く、次いで韓国21.4%、台湾14.4%となっており、この東アジア3か国・地域で6割を超えている。米国は7.9%、欧州は5.6%にとどまっている。

平成16年度以降の傾向としては、もともと低かった米国及び欧州の執行額割合が一層低下している点が特徴となっている。

また、V J C事業費のうち、地方運輸局が地方公共団体等と連携して実施する地方連携事業(注)に係るものでは、欧米への執行額割合が極端に低く、東アジア諸国、特に中国に対して全体の3分の1の事業費を執行している。V J C実施本部が実施する本部事業では、地方連携事業に比べ、欧米への執行額割合が高いものの、平成18年度の執行額割合は、米国14.9%、欧州12.3%、カナダ3.0%と合計しても3割程度となっている。また、中国に対しては、17.1%と地方連携事業の半分程度となっている。

以上のとおり、V J C事業は、アジア経済が好況期にあった平成15年以降に、アジア諸国に対して重点的に実施されており、特に、地方公共団体等と連携して実施する地方連携事業では、専ら定期航空路、航海路を有していたり、国際チャーター便の誘致が見込まれる東アジア諸国を対象に実施されている状況にある。

(注) 地方連携事業が予算措置されたのは、平成17年度からである。

図表17 V J C重点対象国・地域別のV J C事業費の執行額割合の推移

(単位：千円、%)

区 分	VJC事業費	VJC重点対象国・地域別のVJC事業費の執行額割合												
		中国	韓国	台湾	香港	タイ	シンガポール	米国	カナダ	オーストラリア	欧州	不特定	計	
全 体	平成16年度	2,836,311	28.3	18.0	15.9	5.5	-	-	13.9	-	-	8.5	9.9	100.0
	17年度	3,008,267	23.2	19.8	18.1	4.7	1.9	2.3	10.9	1.6	2.0	6.9	8.5	100.0
	18年度	3,518,669	27.1	21.4	14.4	4.8	1.9	2.4	7.9	1.1	3.9	5.6	9.6	100.0
地方連携事業	平成16年度	1,803,097	33.2	17.6	18.1	4.9	-	-	9.3	-	-	3.8	13.1	100.0
	17年度	1,994,942	24.9	18.7	21.5	4.9	2.2	2.4	7.2	0.9	1.6	3.0	12.8	100.0
	18年度	2,244,591	32.8	21.5	16.7	5.1	1.5	1.9	3.9	0.0	4.2	1.8	10.7	100.0
本部事業	平成16年度	1,033,214	19.6	18.7	12.0	6.7	-	-	21.8	-	-	16.8	4.4	100.0
	17年度	1,013,325	20.0	22.2	11.4	4.4	1.3	2.2	18.3	2.9	2.6	14.8	0.0	100.0
	18年度	1,274,078	17.1	21.4	10.2	4.4	2.6	3.2	14.9	3.0	3.4	12.3	7.6	100.0

- (注) 1 「V J C事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。対象国・地域が複数ある事業の場合は、内訳額が明確でない限り按分額に基づいて算出した。
- 2 V J C事業費は、V J C事業評価の対象となった事業(旅行会社招請事業等)に係る事業費の総額であり、事務局運営費等の共通経費は含まれていない。国費のほか、地方公共団体、民間事業者等連携先の負担額も含まれる。
- 3 地方連携事業は、平成17年度から予算措置された事業である。16年度は、各地方運輸局が事業主体となって事業負担しているV J C事業評価対象事業を計上している。本評価書では、これを含めて「地方連携事業」と称している。
- 4 タイ、シンガポール、カナダ及びオーストラリアは、平成17年度からV J C重点対象国・地域に選定されている。

ii 地方運輸局別の執行額と管轄地の外国人延べ宿泊者数

平成16年度から18年度の地方運輸局別のVJC事業費の執行額と管轄地別の外国人延べ宿泊者数の割合(19年)をみると、図表18のとおり外国人延べ宿泊者数の全国に占める割合が3%以下と少ない5ブロック区域(東北、北陸信越、中国、四国、沖縄)のうち、中国を除く4ブロック区域において、VJC事業費が全国平均を上回るペースで増加している。同4ブロック区域の全国に占める事業費(3か年計)の割合は、外国人延べ宿泊者数の割合を大きく上回るものとなっており、外国人旅行者数が少ないブロック区域において、VJC事業に盛んに取り組み始めていることがうかがえる。

図表18 地方運輸局別のVJC事業費の執行額と管轄地の外国人延べ宿泊者数の割合の推移

(単位：千円、%)

区分	VJC事業費の執行額					管轄地別の外国人延べ宿泊者数の割合 (平成19年)
	3か年計	構成比	平成16年度	17年度	18年度	
合計(全国)	6,042,630	100.0	1,803,097	1,994,942	2,244,591	100.0
16年度=100.0(指数)			100.0	110.6	124.5	
北海道	829,929	13.7	211,611	253,553	364,765	8.2
16年度=100.0(指数)			100.0	119.8	172.4	
東北	621,289	10.3	167,228	217,482	236,579	2.3
16年度=100.0(指数)			100.0	130.1	141.5	
関東	565,275	9.4	221,225	167,089	176,961	48.4
16年度=100.0(指数)			100.0	75.5	80.0	
中部	576,025	9.5	207,602	165,748	202,675	7.8
16年度=100.0(指数)			100.0	79.8	97.6	
北陸信越	497,160	8.2	129,896	163,196	204,068	2.8
16年度=100.0(指数)			100.0	125.6	157.1	
近畿	1,461,974	24.2	402,730	529,741	529,503	18.5
16年度=100.0(指数)			100.0	131.5	131.5	
中国	349,951	5.8	121,259	118,423	110,269	1.6
16年度=100.0(指数)			100.0	97.7	90.9	
四国	261,047	4.3	62,117	104,497	94,433	0.6
16年度=100.0(指数)			100.0	168.2	152.0	
九州	649,913	10.8	209,318	202,642	237,953	8.9
16年度=100.0(指数)			100.0	96.8	113.7	
沖縄(総合事務局)	230,067	3.8	70,111	72,571	87,385	1.0
16年度=100.0(指数)			100.0	103.5	124.6	

- (注) 1 「VJC事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。
 2 VJC事業費は、VJC事業評価の対象となった事業(旅行会社招請事業等)に係る事業費の総額であり、事務局運営費等の共通経費は含まれていない。国費のほか、地方公共団体、民間事業者等連携先の負担額も含まれる。
 3 平成16年度は、各地方運輸局が事業主体となって事業負担しているVJC事業評価対象事業を、17及び18年度はVJC事業評価対象となっている地方連携事業を計上している。
 4 外国人延べ宿泊者数の割合は、宿泊旅行統計調査(平成19年：国土交通省)による。網掛けは、構成比が3%以下のものを示す。

iii 地方公共団体、民間事業者等の事業費の負担状況

国土交通省では、V J C事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者等からの負担を求めるよう努めることとしており、地方連携事業については、国の負担割合を総事業費の50%を限度とすること、本部事業については、事業の内容に応じ地方公共団体、民間事業者等からの負担を求めるよう努めることとしている。

平成16年度から18年度に実施しているV J C事業における地方公共団体、民間事業者等の負担割合別の事業数は、図表19のとおりである。地方連携事業であっても、地方公共団体、民間事業者等の負担割合が50%未満で、国（地方運輸局）が総事業費の50%を超えて負担している事業が2割弱ある。また、本部事業にあつては、地方公共団体、民間事業者等が負担した事業は皆無となっている。

図表19 V J C事業における地方公共団体、民間事業者等の事業費の負担割合の推移

(単位：%)

区分			地方公共団体、民間事業者等の事業費負担割合					
			合計	負担なし	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75%以上
地方連携事業	平成16年度	事業数	179	4	6	10	144	15
		構成比	100.0	2.2	3.4	5.6	80.4	8.4
	17年度	事業数	258	22	6	15	196	18
		構成比	100.0	8.5	2.3	5.8	76.0	7.0
	18年度	事業数	284	15	8	17	217	26
		構成比	100.0	5.3	2.8	6.0	76.4	9.2
本部事業	平成16年度	事業数	68	68	0	0	0	0
		構成比	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	17年度	事業数	85	85	0	0	0	0
		構成比	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18年度	事業数	111	111	0	0	0	0
		構成比	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- (注) 1 「V J C事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。
 2 平成16年度は、各地方運輸局が事業主体となって事業負担しているV J C事業評価対象事業を、17及び18年度はV J C事業評価対象となっている地方連携事業を計上している。
 3 平成17及び18年度地方連携事業には、事業数2でありながら、事業を統合し、それぞれの事業における事業費負担割合が算定できず、統合した事業費について負担割合を算定している事業が1つあるため、事業数の内訳数と合計は一致しない。

b 地方公共団体の意識からみたV J C事業の有効性

意識調査の結果では、図表 20 のとおり、都道府県の 95.7%が国が実施しているV J C等の取組は「有効なものになっていると思う」と評価しており、「有効なものになっているとは思わない」との評価は 2.1%にとどまっている。

図表 20 都道府県における国が実施しているV J C等の取組の有効性[都道府県 N=47]

(単位：%)

区 分	有効なものになっていると思う	有効なものになって いるとは思わない	わからない・不詳
都道府県	95.7	2.1	2.1

(注) 意識調査による。

また、V J C事業に実際に取り組んでいる地方公共団体のうち実地調査した 12 都道府県及び 16 市区町のすべてが、広域連携が図られたことや、国費の投入を受けたことで、より多くのツアー造成等を行うことができた結果、外国人旅行者数の増加につながっているなどとして、V J C事業は「効果があった」と評価している。

しかしながら、V J C事業をより効果的・効率的実施する観点からは、次のような課題があるとの意見がみられた（詳細は、後述 e 参照）。

- ① 国による広域連携誘導を評価する意見が多いが、都道府県の区域や、ブロック区域（地方運輸局管轄地）を越えた取組が低調な地方があることから、国に対して一層の広域連携の推進が必要との意見
- ② ツアー造成や広告宣伝事業等については、フォローアップを含め継続的な取組を推進するとともに効果を検証していくことが必要との意見
- ③ 外国人旅行者誘致事業に取り組む一方で、受入環境整備が立ち遅れているとの意見
- ④ 外国人旅行者数は増加しているものの外国人旅行者のニーズ等の基礎調査を踏まえた事業を実施していく必要があるとの意見

c 宿泊業者からみたV J C事業の必要性等

意識調査の結果では、図表 21 のとおり、宿泊業者の 79.5%が国、都道府県等がV J C事業に取り組むことが「必要だと思う」としており、「必要だとは思わない」は 3.0%にとどまっている。

図表 21 宿泊業者におけるV J Cなど外国人旅行者の受入促進の取組の必要性
[国がV J Cなどに取り組んでいることを知っている宿泊業者 N=3, 655]

(単位：%)

区 分	必要だと思う	必要だとは思わない	関心がない	わからない・不詳
宿泊業者	79.5	3.0	6.3	11.2

(注) 1 意識調査による。

2 国がV J Cなどに取り組んでいることの周知度に関する質問で「知っている」と回答した宿泊業者について集計した。

しかし、取組の積極性については、図表 22 のとおり、取組が「必要だと思う」と回答した宿泊業者のうち、国及び自施設が所在する都道府県のV J Cへの取組に対して、4割程度が「積極的である」と評価しているものの、「積極的でない」との評価も2割程度ある。

図表 22 宿泊業者における国及び都道府県のV J C取組の積極性に対する評価
[国がV J Cなどに取り組んでいることを知っているとした宿泊業者のうち、取組が必要だと思うとした者 N=2, 907]

(単位：%)

区 分	評価の対象機関	積極的である	積極的でない	どちらともいえない・不詳
宿泊業者	国	39.9	18.1	41.9
	都道府県	42.5	20.1	37.4

(注) 1 意識調査による。

2 国がV J Cなどに取り組んでいることの周知度に関する質問で「知っている」と回答した宿泊業者のうち、取組が「必要だと思う」と回答した者について集計した。

d V J C事業等により誘発された訪日外国人旅行消費額の参考試算

(a) 国土交通省算出の1人当たりの誘客費用に基づく推計

国土交通省では、V J C事業評価を実施し、V J C事業費の4割弱を占める誘客事業（旅行会社招請事業及びツアー共同広告事業）について、当該事業に関連して造成されたツアーの参加人数（新規ツアーの場合には参加人数、既存ツアーの場合は外国人旅行者の増加人数で、見込みの人数を含むもの。）を事業成果として把握した上で1人当たり誘客費用を算出している。

平成18年度の1人当たり誘客費用は、図表23のとおり3,360円で、16年度の1,940円、17年度の2,270円に比べて増加している（注）。この理由として、同事業評価では、欧米市場への展開、東アジア（韓国、中国、台湾、香港）でも新規市場を開拓していること、教育旅行や国際交流を重点に取り上げていること等効率性（事業費÷外国人旅行者数（見込みを含む））が幾分低い事業に取り組んでいること等が考えられるとしている。

（注）V J C事業評価で算出する1人当たり誘客費用には、国のV J C事業費のほか、連携先である地方公共団体、民間事業者等の負担額も含まれている。誘客事業費に係る国の負担割合は不明であるが、平成18年度のV J C事業評価対象となったV J C事業費総額（総事業費から事務費等を除いたもの）に係る国の負担割合は63.4%（地方連携事業に限定すると42.7%）となっている。

国土交通省がV J C事業評価で算出している1人当たり誘客費用を基に、当省において、外国人旅行者1人当たりの訪日外国人旅行消費額を18万円と仮定した場合（国際収支統計に基づく訪日外国人旅行消費額を基に算定）における誘客費用に対する訪日外国人旅行消費額の割合を試算すると次のとおりである。

平成18年度においては、V J C誘客事業費1に対し、53.6の訪日外国人旅行消費額が誘発されていると試算される。なお、V J C誘客事業費には、地方公共団体、民間事業者等の負担も含まれるため、国の負担額が6割(0.6)と仮定した場合、これによる誘発効果は32.2と試算される。

図表23 V J C事業評価による1人当たりの誘客費用と誘発効果

（単位：千円、人、円）

年 度	事業費	外国人旅行者数(見込みを含む)	1人当たり誘客費用		訪日外国人旅行消費額が1人当たり18万円と仮定した場合の誘発効果
				平成16年度=100.0(指数)	
平成16年度	670,329	345,256	1,940	100.0	-
17年度	946,833	417,040	2,270	117.0	-
18年度	1,303,488	388,016	3,360	173.2	53.6

（注）1 「V J C事業評価」（国土交通省）に基づき当省が作成した。

2 「国際収支統計」（日本銀行）に基づいた訪日外国人旅行消費額(平成18年)は、1兆4千億円（外国人旅行者1人当たり18万円）とされている。

(b) V J C事業費等に基づく参考試算

意識調査結果をもとに、V J C事業効果の影響度合いを仮定してV J C事業等が誘発したとみられる訪日外国人旅行消費額を参考試算した結果は、次のとおりである。

■ 事業費等[C]

V J C事業予算（平成15年度から17年度予算の累計額）[Ca=8,663,366千円]
同予算に国際観光振興機構運営費交付金を加算した額[Cb=15,663,241千円]

図表 24 V J C事業費等 (単位：千円)

年 度	V J C事業予算	国際観光振興機構 運営費交付金	合 計
累計額	8,663,366	6,999,875	15,663,241
平成15年度	2,000,000	2,462,075	4,462,075
16年度	3,203,366	2,242,685	5,446,051
17年度	3,460,000	2,295,115	5,755,115

(注) 国土交通省の資料による。

■ 訪日外国人旅行消費額[B]

訪日外国人旅行消費額（平成15年度を基準とする18年度までの増加累積額）
[B1=10,260億円]

図表 25 訪日外国人旅行消費額

(単位：十億円)

年 度	訪日外国人旅行 消費額（旧推計法）	訪日外国人旅行 消費額（新推計法）	対前年度 増加額	対15年度 増加額
累積額	—	—	—	1,026
平成15年度	1,359	—	—	—
16年度	1,584	—	225	225
17年度	1,645	1,135	61	286
18年度	—	1,364	229	515

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。
2 訪日外国人旅行消費額は、平成18年度から推計方法が見直されたため、17年度以前と18年度以降で比較することはできないが、参考に試算した。

■ V J C 事業効果の影響度合いの仮定

外国人旅行者数が増え、訪日外国人旅行消費額が増加する要因には、V J C 事業効果のほか、近年顕著であったアジア諸国の経済発展や、通貨レートの変動に伴う訪日費用の割安感、民間事業者等の企業努力等様々な外部要因が相乗した結果であり、V J C 事業の効果に限定した影響度合いを正確に算出することは困難である。本評価書においては、当省が実施した意識調査の結果による「平成 15 年 4 月以降の外国人旅行者の増加の最大の要因（宿泊業者）」の回答率を一つの寄与仮定値として用い、次により試算した。

[B2=16.5%]

宿泊業者 「VJC 等効果による」 24.3%/回答率累計 146.9%[N=1,534]
以上から、100 分率での影響度合いを「16.5%」と仮定

■ V J C 事業等により誘発された訪日外国人旅行消費額の試算

[V J C 事業効果の影響度合いを「16.5%」と仮定した場合の試算]

[B/Ca= 19.5]

$$(B1 \times B2) \div Ca = (10,260 \text{ 億円} \times 16.5\%) \div 86.6 \text{ 億円} = 19.5$$

[B/Cb= 10.8]

$$(B1 \times B2) \div Cb = (10,260 \text{ 億円} \times 16.5\%) \div 156.6 \text{ 億円} = 10.8$$

(注) Ca は V J C 事業予算、Cb は V J C 事業予算に国際観光振興機構運営費交付金を加算した額である。

[参考試算の結果]

V J C 事業効果の影響度合いを「16.5%」と仮定した場合、①平成 15 年度から 17 年度の 3 か年においては、V J C 事業費 1 に対し、19.5 の訪日外国人旅行消費額が誘発されていると試算される。また、②情報発信（宣伝）・誘客事業は、国際観光振興機構と一体的に実施されていることから、同運営費交付金を含む試算では、事業費 1 に対し、10.8 の訪日外国人旅行消費額が誘発されていると試算される。

(注) 上記(a)、(b)の試算において、誘発額に用いている「訪日外国人旅行消費額」（外国人旅行者が消費する宿泊費、交通費、みやげもの購入費等で、外国人旅行者が居住地で支払った宿泊費等、海外から日本への還流分を含むもの）には、それぞれのサービス提供や物品製造・販売等に要する原価（コスト）が含まれており、当該額が、利益額を示しているものではない点に留意が必要である。

e V J C事業の効果的・効率的な実施のための取組状況

実地調査した都道府県等からの意見、V J C事業評価結果を踏まえ、V J C事業をより効果的・効率的に実施する観点から、V J C事業の実施状況等を把握・分析した結果は次のとおりである。

(a) 都道府県、ブロック区域（地方運輸局管轄地）を越えた広域での取組状況

実地調査した都道府県等では、事業を広域的に取り組むことで、招請する海外の旅行会社が希望する広域旅行商品の造成・販売ニーズに対応できるとともに、事業が集約化され事務や経費負担が分担されるので効果的・効率的な事業執行ができるメリットがあるとしている。また、国土交通省もV J C事業方針において「広域での事業構築・展開が行われるよう考慮すること」としている。

今回、実地調査した都道府県等の中には、官民連携の広域組織を設立し、V J C事業の効果・効率を高めている例がみられるが〔事例1〕、一方で、招請した海外の旅行会社等から、ブロック区域（地方運輸局管轄地）を越えた広域での取組を求める指摘がある例〔事例2〕、特定の県内エリアでの事業が中心となっている例がみられる〔事例3〕。

【事例1 官民連携の広域組織の活用によりV J C事業をすべて広域連携で実施している例】

九州は、かつて、温泉地の別府、新婚旅行のメッカ宮崎に代表されるように「観光王国」といわれていたが、九州の宿泊客数は平成8年（4,934万人）をピークに毎年減少してきている。そこで、九州商工会議所連合会、九州地方知事会、九州経済連合会が中心となり、九州新幹線、九州国立博物館等観光インフラが整備される機会に、しっかりとした観光戦略を練り、官民が一体となって九州観光の復興に向けて、力を結集する（資金と人材を出し合う）組織として、平成17年4月22日に「九州観光推進機構」を設立している。メンバーは、九州7県（各県観光連盟）及び旅行業・観光業・運輸業等の企業・団体に構成され、年間の事業予算（国庫補助金を含む。）は、国内旅行の振興を含めて5億円（負担割合は、九州7県（観光連盟を含む）が3分の2、民間企業・団体が3分の1を拠出）で、職員は、九州各県及び民間企業・団体からの出向者となっている。

九州観光推進機構は、「九州」というブランドの認知度向上のための事業（各種媒体を活用した情報発信（マスコミ招請を含む。）や大型イベントへの出展や観光説明会（旅行会社の招請、商談会等を含む。）を実施し、それ以外の広域組織は、地域の特色を活かしたテーマ性を持った受入促進事業（例えば、韓国南部と交流が盛んな福岡県、長崎県等で構成されている広域組織では、修学旅行受入れのための学校長や修学旅行担当の教師等の招請、修学旅行案内パンフレットの作成等）を実施する等役割を分担している。

例えば、福岡県のV J C事業による外国人受入促進事業（平成17年度から19年度）の実績をみると、福岡県単独の事業はなく、九州の他の6県との連携事業（事業主体は、九州観光推進機構）及び日韓海峡沿岸の他の3県（長崎県・佐賀県・山口県）との連携事業（事業主体は、日韓海峡沿岸広域観光協議会）として実施している。

【事例2 ブロック区域（地方運輸局管轄地）を越えた広域的な取組が望まれている例】

四国地方は、外国人に対する知名度、認知度がまだまだ低いことから、京都、大阪等のいわゆるゴールデンルートや、瀬戸内海を活用した中国地方とのブロック区域を越えた広域的な取組が欠かせない段階にある。平成16年には、香川県と鳥取県が主体的に連携した台湾向け合同観光ミッションにより、四国・瀬戸内海と山陽山陰・日本海、さらには大阪という大都会を組み合わせた多様な観光ルートをPRし、高松空港と米子空港で、入国と出国を組む交互チャーター便の就航に成功している。

しかし、四国運輸局ではVJC事業として、平成16年度以降毎年、四国4県とJR四国で構成する四国観光立県推進協議会と連携した四国インバウンドフォーラムを核とした取組を行っているが、その内容は、四国4県を巡るファミトリップ（ツアー造成等を目的として旅行会社を招請して実施する視察旅行）等で構成されており、他の地方運輸局との連携を図った、より広域的な取組とはなっていない。フォーラムを開催することで、四国地方の観光関連業者等に対する外国人旅行者の受入促進の啓発にはつながっているとみられるが、図表26のとおり、中国から参加の旅行会社や、当省が実地調査した四国管内の地方公共団体等からは、「知名度の低さから四国単独でのツアー商品化は難しく、京都や大阪など本州を組み込んで考えなければ無理」（中国の旅行会社）、「VJC事業の魅力は広域連携事業である。訪問客のニーズにあった商品を提供するため、地方運輸局管轄エリアにこだわらず、他局エリアも含めた事業に取り組んで欲しい。」（(財)観光コンベンション・ビューロー）といった要望が出されている。

本VJC事業は、四国エリアに限られたツアー商品の企画紹介にとどまっていることに加えて、松山ー上海便の利用促進が目的となっているため中国を対象としているが、中国は海外旅行市場が未成熟で、東京、大阪等ゴールデンルートへの団体旅行が中心となっており、認知度の低い四国へのツアー造成等になかなか結び付いていない（注）。

（注）平成18年度からは事業効果を高めるため、中国のほか、即効性の期待される韓国、台湾からも旅行会社等を招請し、一定の成果を上げている。

図表 26 四国管外との連携に関する意見、事業の成果等

区 分	内 容 等
事業（四国インバウンドフォーラム）の概要	<p>四国運輸局と四国観光立県推進協議会とのV J C地方連携事業。中国（上海市、広東省等）の旅行会社、メディアを招請し、四国4県をファムトリップした後、商談会、基調講演・パネルディスカッション、交流レセプション等を開催し、海外旅行会社等への四国4県の魅力発信とツアー商品造成の促進を図るもの。平成16年7月の上海－松山便の定期便就航を契機に利用促進を目的に事業開始。以降、毎年開催。事業費は年1,500万円程度。</p> <p>平成18年からは事業効果を高めるため、中国のほか、即効性の高い韓国、台湾からも旅行会社等を招請している。</p>
関係機関における広域連携に係る意見、評価	<p><上海市から参加した旅行会社・メディア> 今後ツアーを企画するとなると、四国の知名度の低さがネック。四国単独での商品化は難しく、京都や大阪など本州を組込んで考えなければ無理。</p> <p><広東省から参加の旅行会社> 四国の観光インフラがまだ十分でない。例えばホテルは従業員に中国語はもちろん英語も通じず、大変不便。TVのチャンネル数も少なく海外の放送もない。四国だけでは知名度が低いので近隣大都市との組み合わせで魅力を高める工夫が必要。</p> <p><国内の大手旅行会社> 必ずしも四国地域のみ固執することは好ましくなく、相手国の市場ニーズに合わせて他地域との連携も前向きに捉え、今回の5段階評価で平均点が高かったような観光資源・施設、体験等を一部であっても「まずは広域移動コースの一部にでも入れ込む」ことを目指すことが得策。</p> <p><V J C事業評価（国土交通省（四国運輸局））> 国際定期便も十分なものではなく、またアジア地域のし好が四国だけで売れる時期には至っていないため本州ルートにどう四国を組み入れていくか、料金設定ほかインバウンドのためのハードの改善等が大きな課題。</p>
四国管内の地方公共団体等の意見・要望	<p><管内の県> 相手方の要望に即応した事業ができない。</p> <p><管内の（財）観光コンベンション・ビューロー> V J C事業の魅力は広域連携事業である。訪問客のニーズにあった商品を提供するため、ブロック区域（地方運輸局管轄地）にこだわらず、他局エリアも含めた事業に取り組んで欲しい。</p>
事業の成果（中国のツアー造成関係）	<p>平成16年度事業 11社を招請 ツアー造成 0社 17年度事業 14社を招請 ツアー造成 0社 18年度事業 15社を招請 ツアー造成 0社 19年度事業 8社を招請 ツアー造成 4社（うちツアー催行2社）</p> <p>※ 4年目にして初めてツアーが造成され、修学旅行生88人と一般ツアー観光客21人（目標は40人）を集客している。ただし、愛媛県等がツアー経費を支援している。ツアー造成に至らなかった4社の理由は、「四国だけでは知名度が低く集客が難しいため。」となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

[事例2 続き]

なお、外客旅行容易化法に基づき、香川県、高知県、鳥取県、島根県及び岡山県を連携区域とする東中国地区外客来訪促進計画が平成10年に作成されているが、推進母体となる東中国国際観光テーマ地区協議会（幹事は各県で持ち回り）は、16年12月から活動休止状態にあり、以降、このテーマ地区で広域連携を図った海外宣伝活動等は行われていない。

また、四国と瀬戸内海を挟んで隣接する中国地方を管轄する中国運輸局では、四国運輸局と連携（共同）して実施したV J C事業の実績はないとしているが、今後、連携して事業を実施することもあり得るとしている。また、中国運輸局のV J C事業の中には、図表27のとおり、愛媛県と連携している事業があるが、これについて中国運輸局は、①広島県、山口県及び愛媛県で瀬戸内国際観光テーマ地区を構成していること、②愛媛県は地理的、経済的に広島県との結びつきが強く、商品造成を行う上でも連携が必要であること等からあくまでも中国地方（広島県）側にメリットがあるとの立場でV J C地方連携事業に愛媛県を含めているとしている。

図表27 中国運輸局における愛媛県との連携事業（主なもの）

事業名	備考
エージェント・マスコミ招請及び広告宣伝事業	
中国地方国際観光ビジネスフォーラム開催事業	ビジネスフォーラムの商談会が岡山市で開催されたことから香川県もオブザーバーで参加している。

（注）当省の調査結果による。

【事例3 特定の県内に限定されたエリアでの事業を多く実施している例】

旅行会社招請事業等において、広域での事業構築・展開が行われるには、各都道府県等から要請のあったV J C事業の統合を図り、複数都道府県にまたがる事業に集約されることが望ましいが、特色ある取組等については、単独都道府県で実施する場合であっても、事業対象としている例がみられる。関東運輸局が平成18年度下半期に実施しているV J C事業13事業をみると、図表28のとおり、単独都県を事業実施エリアとした事業が9事業（69.2%）となっており、複数都県を事業実施エリアとした4事業（30.8%）を大きく上回っている。

図表28 V J C事業実施エリアの状況（平成18年度下半期；関東運輸局の例）

（単位：%）

区分	V J C事業実施エリアに含まれている都県の数					
	計	単独都県	複数都県			
		1	小計	2	3	4
事業数	13	9	4	2	1	1
構成比	100.0	69.2	30.8	15.4	7.7	7.7

（注）当省の調査結果による。

ちなみに、魅力ある観光資源を有する観光都市の中には「単独都道府県を対象とした事業であっても国のV J C事業として支援してほしい」と希望しているところもあり、観光資源の有無により、地方自治体の思惑は異なっている。広域での取り組みを推進するため、国の主体的な誘導が必要とみられる。

(b) 個別事業（旅行会社招請、メディア招請等）の複合実施の状況

国土交通省が実施しているV J C事業評価では、図表 29 のとおり、複数の事業を複合的に構成することにより事業効果が高くなるため、事業の複合化を推進すべきとされている。

図表 29 V J C事業評価における事業の複合化を推進すべきとの評価

評価年度	事業の複合化を推進すべきとの評価内容
平成 16 年度	<p>《マーケティングミックスを十分考慮する》</p> <p>事業は単独でツアー造成事業やイベント事業等を行うより、それらを組み合わせたもののほうが効果は高い。もちろん漠然と組み合わせるのではなく、事業全体の目標を達成することを前提にケースバイケースで事業種別の選び方や比重のかけ方について検討する必要がある。</p>
17 年度	<p>《複合的に事業を構成する》</p> <p>評価の高い事業では、ツアー造成とメディアの活用（招請、コンファレンス）やイベントを効果的（メディア報道に合わせてツアーを販売する等）に組み合わせた事業があり、同一目的の下に、相乗効果が得られる事業内容や実施時期等の工夫が重要である。</p>
18 年度	<p>《ツアー造成と効果的なメディア報道の複合化》</p> <p>誘客事業と認知度向上事業の効果的な組み合わせが高評価につながっており、i) 現地でのプロモーション、ii) 国内視察によるツアー企画・造成、iii) ツアーの販売・PRの順序による組み合わせが典型として示される。半年から1年近くにわたり計画的・連続的に事業を展開する中で、市場のニーズをその都度的確に把握し効果的なツアーの造成・販売に結びつけることや、一つの実施結果を次の事業内容に反映させる効率的な展開が必要である。</p>

(注) 「V J C事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。

今回、実地調査したV J C事業の中には、複合的に事業を構成し、事業効果を高めている事業が次のとおりみられる〔事例4〕。

【事例4 複合的に事業を構成し、事業効果を高めている例】

大阪府が平成18年度にV J C地方連携事業として実施した中国等からの教育旅行誘致事業では、次のとおり、現地における積極的なプロモーション活動が効果的なファムトリップの実施につながり、ニーズに合った商品の開発が実現し、設定した目標数を大きく上回る成果を上げている状況がみられた。

- ① 本事業の企画書では、関西圏に教育旅行を誘致するため、関西圏の魅力をPRするなどの現地プロモーションの開催や、中国、台湾、韓国の教育関係者及び旅行会社関係者

[事例4 続き]

を招請し教育旅行誘致の促進を図ることを目的としている。

- ② 事業報告書をみると、大阪府、(財)大阪観光コンベンション協会、京都府、兵庫県、奈良県及び堺市が連携して、関西の魅力をPRし、青少年相互交流及び外客誘致の促進を図るため、中国における誘致セミナーや中国等からの関係者の視察招請旅行を実施し、また、北京国際旅遊博覧会BITE2006に出展し、来場する業界関係者等にもPRし教育旅行誘致を図っている。

この結果、大阪府では、当該事業の実施により、教育旅行の受入者数の目標5,000人を3,000人も上回る受け入れを実現している。

- ③ 平成17年度及び18年度の大阪府における教育旅行の受入実績は、図表30のとおり、17年度3,799人に対して、18年度は8,041人と2倍になっており、18年度については、特に中国からの受け入れ実績が4倍になっている。

図表30 大阪府における教育旅行の学校交流受入実績

(単位：人、%)

区 分	平成17年度	18年度	対前年度 増減数	対前年度 増減率
合 計	3,799	8,041	4,242	111.7
中 国	789	3,291	2,502	317.1
韓 国	2,126	4,024	1,898	89.3
台 湾	788	536	-252	-32.0
その他	96	190	94	97.9

(注) 事業実施報告書に基づき当省が作成した。

[関係機関の評価]

教育旅行の受入者数の目標を上回った理由は、i) 北京市内の会場で2回にわたりセミナーを開催し、北京国際旅遊博覧会BITE2006にも出展するなどして関西の魅力をPRし、積極的に現地プロモーション活動など複合的に展開した。ii) その成果として、中国から行政関係者、学校関係者、旅行エージェント、メディアを招請してファムトリップを実施しており、帰国後同行取材した新聞社が教育旅行について特集記事を掲載するとともにインターネットに記事を掲載し、また、テレビ会社が特集番組を放映したこと等が功を奏したものであると考えられる。

しかし、VJC事業における複合事業の実施割合をみると、図表31のとおり、平成16年度には4割強が複合的に実施されていたにもかかわらず、17年度及び18年度では、全体の3割強にとどまるなど、複合化の割合が低下している。

図表 31 V J C 事業における複合事業の実施割合

(単位：%)

複合状況	平成 16 年度		17 年度		18 年度	
	総事業数	構成比	総事業数	構成比	総事業数	構成比
合計	247	100.0	343	100.0	395	100.0
単独事業(1 事業)	139	56.3	232	67.6	261	66.1
複合事業	108	43.7	111	32.4	133	33.7
小 計	108	43.7	111	32.4	133	33.7
2 事業	54	21.9	71	20.7	75	19.0
3 事業	38	15.4	26	7.6	36	9.1
4 事業	10	4.0	11	3.2	12	3.0
5 事業	4	1.6	2	0.6	5	1.3
6 事業	2	0.8	0	0.0	2	0.5
7 事業	0	0.0	1	0.3	3	0.8

- (注) 1 「V J C 事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。
 2 平成 18 年度の合計には複合状況不明の事業 1 を含む。

(c) V J C 事業の事業規模別事業数等

図表 32 のとおり、年度別の事業数は、平成 16 年度には 247 件であったものが、17 年度 343 件、18 年度には 395 件と増加している。事業費別の割合の推移をみると、1,000 万円以上の大規模事業の割合が減少し、250 万円未満の少規模事業の割合が大幅に増えている。1 事業当たりの平均事業費も 16 年度が最も高く 17 年度及び 18 年度は 16 年度に比べ低下している。

図表 32 V J C 事業の事業規模別の事業数及び 1 事業当たりの平均事業費

(単位：千円、件、%)

区 分	VJC 事業費	事業規模別事業数										1 事業 当たり 平均事業費	
		250 万円未満		250 万円以上 500 万円未満		500 万円以上 1,000 万円未満		1,000 万円以上		計			
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
全 体	平成 16 年度	2,836,311	41	16.6	59	23.9	63	25.5	84	34.0	247	100.0	11,483
	17 年度	3,008,267	80	23.4	99	28.9	91	26.6	72	21.0	343	100.0	8,770
	18 年度	3,518,669	127	32.2	103	26.1	77	19.5	87	22.0	395	100.0	8,908
地方連携事業	平成 16 年度	1,803,097	30	16.8	52	29.1	45	25.1	52	29.1	179	100.0	10,073
	17 年度	1,994,942	68	26.4	83	32.2	56	21.7	50	19.4	258	100.0	7,732
	18 年度	2,244,591	98	34.5	78	27.5	54	19.0	53	18.7	284	100.0	7,903
本部事業	平成 16 年度	1,033,214	11	16.2	7	10.3	18	26.5	32	47.1	68	100.0	15,194
	17 年度	1,013,325	12	14.1	16	18.8	35	41.2	22	25.9	85	100.0	11,921
	18 年度	1,274,078	29	26.1	25	22.5	23	20.7	34	30.6	111	100.0	11,478

- (注) 1 「V J C 事業評価」(国土交通省)に基づき当省が作成した。
 2 V J C 事業費は、V J C 事業評価の対象となった事業(旅行会社招請事業等)に係る事業費の総額であり、事務局運営費等の共通経費は含まれていない。国費のほか、地方公共団体、民間事業者等連携先の負担額も含まれる。
 3 平成 17 年度及び 18 年度地方連携事業には、事業数 2 でありながら、事業を統合し、それぞれの事業における事業費負担割合が算定できず、統合した事業費について負担割合を算定している事業が 1 つあるため、事業数の内訳数と合計は一致しない。
 4 地方連携事業は、17 年度から予算措置された事業である。16 年度は、各地方運輸局が事業主体等となって事業負担している V J C 事業評価対象事業を計上している。

(d) 外国人旅行者の受入環境の整備状況等を踏まえたVJC事業対象地域の選定

外客旅行容易化法に基づく外客来訪促進計画制度では、外客来訪促進地域の整備と同地域の海外における宣伝等の一体的な促進を図ることを企図している。外客来訪促進地域にある市区町村（以下「促進地域に指定されている市区町村」という。）は、図表 33 のとおり、平成 20 年 4 月 1 日現在で全国 1,811 市区町村のうち 930 市区町村（51.4%）に及んでおり、地域別では、北海道・東北、関東及び近畿地方において、区域内市区町村数の割合が高くなっている。

しかし、意識調査では、外国人旅行者の受入促進のための事業を実施しているところは、図表 34 のとおり全市区町村では 26.5%となっており、促進地域に指定されている市区町村であっても 43.9%と半数に満たない。さらに促進地域に指定されている市区町村でありながら、同事業を「行っていないし、行う予定もない」とする市区町村も 45.1%みられる。ちなみに、図表 35 のとおり、平成 19 年に外国人旅行者の「宿泊があった」と回答した宿泊業者のうち、受入促進のための事業の一つとして、外国語による案内表示、情報提供を実施しているものは、38.0%となっている。

図表 33 市区町村に占める促進地域に指定されている市区町村割合

(単位：%)

	市区町村数	促進地域に指定されている市区町村数	割合
総 数	1,811	930	51.4
北海道・東北	411	311	75.7
関東	362	185	51.1
中部	190	72	37.9
北陸	146	66	45.2
近畿	205	109	53.2
中国	110	39	35.5
四国	95	24	25.3
九州・沖縄	292	124	42.5

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 34 平成 15 年 4 月以降の外国人旅行者受入促進のための事業実施の有無 [全市区町村 N=1,486、促進地域に指定されている市区町村 N=720]

(単位：%)

	行っている	行う予定	行っていないし、行う予定もない
全市区町村	26.5	8.0	64.5
促進地域に指定されている市区町村	43.9	10.0	45.1

(注) 意識調査による。

図表 35 宿泊業者における外国語による案内表示や情報提供の有無 [平成 19 年に外国人旅行者の宿泊があった宿泊業者 N=4,393]

(単位：%)

	行っている	行う予定	行っていないし、行う予定もない
宿泊業者総数	38.0	22.1	36.7
北海道・東北	38.3	21.4	38.1
関東	36.0	20.6	40.1
中部	39.0	20.1	37.5
北陸	35.5	28.8	31.9
近畿	48.3	16.8	32.2
中国	37.2	21.7	39.7
四国	30.1	23.5	43.1
九州・沖縄	36.9	24.0	34.6

(注) 1 意識調査による。

2 平成 19 年の 1 年間の外国人旅行者の宿泊の有無に関する質問で「宿泊があった」と回答した宿泊業者について集計した。

促進地域に指定されている市区町村において必ずしも外国人旅行者の受入促進に取り組まれていない実態を考慮すると、海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たっては、単に当該地域が促進地域の区域にあるかどうかだけではなく、実際にどの程度、受入環境の整備に取り組んでいるか、観光魅力をいかに意欲的にアピールしようとしているかといった実態も踏まえることが必要であると考えられる。

しかし、今回実地調査した V J C 事業を活用した海外宣伝地域の中には、外客来訪促進計画の策定を契機として事業実施対象に選定され、県が積極的にツアー造成のための旅行会社招請事業等に取り組んでいるものの、招請した海外の旅行会社等からは、受け皿となる宿泊業者等の受入意欲の低さ、外国語表示等の受入環境の整備の著しい立ち遅れを指摘されている例がみられる [事例 5]。

【事例5 宿泊業者等における外国人旅行者の受入意欲が低く、受入環境が立ち遅れていると評価されている例】

事業名・事業目的	関係機関の評価等	
	参加した台湾の旅行会社等からのアドバイス、自由意見	事業主体（関東運輸局等）による問題点・課題整理
<p>【事業名】 茨城・千葉国際観光テーマ地区における台湾旅行者・メディア招請事業（平成19年3月実施）</p> <p>【事業目的】 平成17年10月 茨城県・千葉県が外客来訪促進計画を作成し、両県の64市町村を外客来訪促進区域とする国際観光テーマ地区を形成。これを契機に台湾から旅行会社・メディアを招請し、両県の多様な観光資源を紹介することで、新たな旅行商品の造成・販売の可能性を広げ、台湾のメディアによる両県の紹介を働きかけることによって、台湾消費者の訪日需要の喚起を狙う。 事業費総額は3,556千円である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国語の資料が不足している。中国語ができるガイドが少ない。 ● 東京周辺を組み込んだコース、あるいはテーマが異なったコースを企画したほうが良い。 ● 行政だけでなく、業者たちももっと協力すべき。 ● 商談会のときに感じたが、茨城県の業者は何かあまり外国人旅行者の誘致に興味がないみたい。県の方々は凄くやる気があると思いますが、でもこういう事業は民間の努力も必要ではないかと、サービス業は態度が大事です。業者の情熱が感じられないです。 ● ホテルの設備やソフト（人も含む）の両方とも、もっと外国人のお客を迎える体制にしないといけない。特に「人」の部分、旅行会社がパートナーを選ぶ時、重要な要素と思う。本当にやる気がある業者なら、いろいろな問題を解決してくれるし、調達性も高くなると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国語資料の情報不足 個々の観光施設等のパンフレットは中国語対応になっていないところが多い。 ● 宿泊業者の国際化 国際電話対応になっていない、インターネットも接続できないところがある。 ● 民間業者の意識改革（向上） 参加者からの指摘もあったが、行政主導で展開する部分もあるが、やはり実際に受け入れる民間事業者の「やる気」がないと成功しない。地元観光事業者等とコンセンサスが形成されないまま行政主導で展開しすぎているのであれば、まずは「足場」を固めることが重要 ● 台湾消費者の旅行意欲を喚起するような認知拡大広告・広報等の実施 一般の台湾人にはまだまだ茨城・千葉両県のことを知らない人が多い。

（注）事業企画書（請負事業者）、事業実施報告書（関東運輸局等）等に基づき当省が作成した。

(e) マーケティング戦略の取組状況を踏まえたVJC事業対象地域の選定

情報発信（宣伝）・誘客事業は、①自地域の観光動向等の現状分析、②自地域の「売り」を明確にした誘客ターゲットの絞込み、取組の意義・目的の明確化等の中長期戦略の策定と実施、そして、③これらの取組に対する評価の実施を段階的に進めていくことで、的確にターゲットを絞った効果的・効率的な事業展開が行われるものと考えられる。

今回、観光資源を有する40地域の市区町村、観光協会又は商工会議所等（以下「市区町村等」という。）に対して、情報発信（宣伝）・誘客事業の実施に当たり、①現状分析、②中・長期戦略の策定・実施及び③これらの取組に対する評価を実施しているかについて、市区町村等の自己検証による評価を中心に実地調査を行い、把握・分析した。調査対象とした40市区町村等のうち、平成17年度から19年度（12月まで）に海外に対して情報発信（宣伝）・誘客事業を実施している市区町村等が29（72.5%）みられた。当該29市区町村等における取組状況は次のとおりである。

i 観光動向等の現状分析の状況

当省の調査結果では、図表 36 のとおり、情報発信（宣伝）・誘客事業を実施している市区町村等のうち、基本的な観光動向の収集・分析に取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 5（17.2%）、外国人旅行者の動向の収集・分析に取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 10（34.5%）みられる。

図表 36 自地域に関する観光動向等の現状分析の状況 [市区町村等 N=29]

(単位：%)

設問内容	自己評価			主な理由
	総数	取り組んでいる	取り組んでいない	
<p>【基本的な観光動向の収集・分析】</p> <p>外国人旅行者の受入促進に取り組む必要性について考えるために、自地域内の観光の現状（国内観光客の入込・宿泊者数の経年推移、月別推移、外国人旅行者市場に目を向ける必要はないのか等）を収集・分析することについて、どのような取組実態にありますか。）</p>	29 (100.0)	24 (82.8)	5 (17.2)	<p>●外国人入込客数を把握していないので、現状分析及び今後の方向性を見出せない。</p> <p>●現状の収集・分析の必要性は感じるが、調査実施方法を検討中である。</p> <p>○自地域内の観光の現状に関する数値データを収集・分析することは極めて重要と考えるが、町単独で毎年継続的に各種データを調査することは予算的に困難である。したがって県のデータや国際観光振興機構のデータを大いに参考に行っている。また、統計ばかりでなく、来訪者の声や旅行エージェントの声を収集することも自地域の現状を把握するためには重要であると考えており、行政と民間が連携して継続的に情報収集を行っている。</p>
<p>【外国人旅行者の動向の収集・分析】</p> <p>外国人旅行者受入促進に取り組むための計画づくりの基礎情報として、自地域へ、どこから、どのような外国人が、何人訪れて、どのような観光をし、どの程度の満足を感じて帰っているかといった情報を収集・分析することについて、どのような取組実態にありますか。</p>	29 (100.0)	19 (65.5)	10 (34.5)	<p>●徐々に増加している外国人旅行者の動向調査の必要性は強く感じ、国土交通省の観光ルネサンス事業で外国人の満足度調査を実施したが、現状では定期的には、取り組んでいない。</p> <p>●計画づくりのための詳細な基礎情報の収集の必要性は認識しているが、各旅館及び旅館協同組合のマンパワーが不足のため、取組は難しいと考えられる。</p> <p>○外国人旅行者の受入促進に取り組むための計画づくりの基礎情報として、外国人旅行者の動向の収集・分析は効果があり、行政が中心となって自地域内の現状を調査する必要があると考え、観光客マーケット調査を隔年で実施している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「●」は、「取り組んでいない」と自己評価した市区町村等の主な理由、「○」は、「取り組んでいる」と自己評価した市区町村等の主な理由である。

ii 中・長期戦略の策定・実施の状況

当省の調査結果では、図表 37 のとおり、情報発信（宣伝）・誘客事業を実施している市区町村等のうち、自地域の「売り」の明確化に取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 12（42.9%）、対象とする客層（マーケット）の絞込みに取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 13（46.4%）、自地域が外国人旅行者の受入促進に取り組む意義・目的の明確化に取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 15（51.7%）みられる。

図表 37 中・長期戦略の策定・実施の状況 [市区町村等 N=29]

(単位：%)

設問内容	自己評価			主な理由
	総数	取り組んでいる	取り組んでいない	
<p>【自地域の「売り」の明確化】</p> <p>競争相手となる観光地が、海外及び国内に存在することを認識し、競争相手とやかに差別化した旅行商品を作り、売るかといった情報（競合市場における旅行商品・価格帯、対象顧客層、誘客・宣伝方法等）を収集・分析した上で、競争相手との違い（自地域の「売り」）を明確にすることについて、どのような取組実態にありますか。</p>	28 (100.0) (注2)	16 (57.1)	12 (42.9)	<p>●競争相手となる観光地との差別化は必要であり、当市では観光資源を活かして、体験型の観光ツアーを商品化してみたい。</p> <p>●自地域の特色を生かした戦略を立てることは必要だが、あくまで絶対的なものであり、他地域との比較から生まれる相対的なものではないと考える。</p> <p>○競争相手との差異の明確化は、自地域が着地先として選択される可能性を大きく高めるものと考えているため、観光振興計画を定め目標の共有化を図っている。</p>
<p>【対象とする客層（マーケット）の絞込み】</p> <p>対象国・地域の旅行市場の成熟度に応じて、誘客ターゲットとなる客層（団体・個人自由旅行（FIT）、富裕層・一般層、シニア・若年層、テーマ（歴史・自然体験・都市文化）、教育旅行等）を絞り込んだ取組をすることについて、どのような取組実態にありますか。</p>	28 (100.0) (注2)	15 (53.6)	13 (46.4)	<p>●当市には温泉しかないため、対象となる客層を絞るような段階にはない。今後は地域が輩出した著名人の記念館などの公共施設を、外国人旅行者の新たな観光資源とするため、海外にも積極的に売り出し、最終的には誘客ターゲットを絞った取組をしていきたいと考えている。</p> <p>●効果はあり、必要性は認めるが、現段階では対象国・地域の旅行エージェントが募集したツアーの受け入れが主流となっており、取り組んでいない。</p> <p>○客層によって求めるものが異なるため、ターゲットを絞込むことで効率的なPRが可能となる。当地域では、台湾からの旅行者の旅行形態が個人型に変化していることを受け、当市が中心となって「台湾個人旅行促進事業実行委員会」を設立し、個人旅行者に有益な情報を発信している。</p>

[図表 37 続き]

設問内容	自己評価			主な理由
	総数	取り組んでいる	取り組んでいない	
<p>【自地域が外国人旅行者の受入促進に取り組む意義・目的の明確化】</p> <p>自地域がなぜ、外国人旅行者の受入促進に取り組むのか、地域にとって期待される様々な効果や意義を踏まえた目標の設定や、量的目標だけではなく質的な要素を入れた中・長期の誘客目標（外国人旅行者数の増加、平均滞在日数の増加、地元での消費額・消費単価の増加、市場における知名度の向上、観光入込の通年化・平準化等）を設定することについて、どのような取組実態にありますか。</p>	29 (100.0)	14 (48.3)	15 (51.7)	<p>●量的な目標は設定しているが、質的な目標までは設定していない。</p> <p>●外国人旅行者の誘致については、大まかな量的目標・施策等はあるが、細かな質的な要素を盛り込んだ中長期目標については、今後の検討課題であると思われる。</p> <p>●誘客目標は、直接的に利益を受ける民間主導で行うことでうまくいくと考えられる。</p> <p>○地域づくりを進めていく上で必要であると考えているため、中長期目標を立て実施している。また、滞在型の観光地づくりを目指しており、滞在日数の増加や観光入り込み数の通年化等、継続的なものとしていくために質的な向上が必要だと考えている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本設問については、無回答の市区町村等が1ある。

3 「●」は、「取り組んでいない」と自己評価した市区町村等の主な理由、「○」は、「取り組んでいる」と自己評価した市区町村等の主な理由である。

iii 情報発信（宣伝）・誘客事業の実績に対する評価・検証の取組状況

当省の調査結果では、図表 38 のとおり、情報発信（宣伝）・誘客事業を実施している市区町村等のうち、外国人旅行者を送客した旅行会社や受け入れた宿泊業者等からの実情聴取を踏まえた実績評価と検証に取り組んでいないと自己評価した市区町村等が 21（75.0%）みられる。

図表 38 情報発信（宣伝）・誘客事業の実績に対する評価・検証の取組状況
[市区町村等 N=29]

（単位：％）

設問内容	自己評価			主な理由
	総数	取り組んでいる	取り組んでいない	
<p>【送客した旅行会社、受け入れた宿泊業者等からの実情聴取を踏まえた実績評価と検証】</p> <p>i 各年度ごとの目標達成状況を把握し、評価を実施すること、 ii 送客した旅行会社へのヒアリング等を通じて、参加した外国人旅行者から自地域がどのように評価されていたかを把握すること、 iii 収益性も含めて、地元の宿泊業者等の受入施設にどのように評価されているかを把握し、経営的に継続できる外国人旅行者の受入促進となっているか等について、評価・検証を実施することについて、どのような取組実態にありますか。</p>	28 (100.0) (注2)	7 (25.0)	21 (75.0)	<p>●誘客事業を実施後、委託業者を通じて定期的に旅行会社から意見を収集することは、事業をより効率的に実施するために効果的と判断するが、数年にまたがる契約になってしまうので、フォローアップ調査を義務付けるなどするとフォローアップが実施しやすくなる。</p> <p>●受入促進事業の実施による成果は数字が出にくい。また、外国の旅行会社を通じての旅行者の評価や受入施設の評価等は、把握できればそうしたいが、これら評価・検証という戦略的な部分に予算がつかないこともあってこれまで行っていない。単独の市区町村としては、やりにくい部分である。できれば、専門機関などに分析をして欲しい。</p> <p>○当市の海外情報拠点を中心に旅行会社等へのヒアリング等を随時行っている。また、平成 19 年度は市で「外国人観光客動向・意識調査」を行い、現在集計中である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本設問については、無回答の市区町村等が 1 ある。

3 「●」は、「取り組んでいない」と自己評価した市区町村等の主な理由、「○」は、「取り組んでいる」と自己評価した市区町村等の主な理由である。

(f) V J C事業評価の連携状況等

i 連携状況

V J C地方連携事業は、連携先である地方公共団体、民間事業者・団体が外国人旅行者の訪日促進事業を行う際に、国（地方運輸局）が総事業費の2分の1を上限に負担して、国と地方公共団体等が一つの事業を一体的に実施する事業である。連携先が事業を提案し、地方運輸局が、提案された事業内容や対象国等を基に広域連携等のための統合整理等の調整や、アイデア、ノウハウ等を有する民間の請負事業者（旅行会社、広告代理店等）の選定のための契約（主に企画競争型）手続等を行う仕組みとなっている。したがって、V J C事業の的確な事業評価を実施するためには、事業の提案や実施を担う連携先の意見等を反映することも必要と考えられる。また、評価結果を次の事業提案に活かすために、評価結果を連携先が理解しておくことが重要であると考えられる。

しかし、国土交通省が実施しているV J C事業評価における連携状況をみると、連携先である地方公共団体等に対して、成果データの照会や、評価のための意見聴取、評価結果の提供が実施されているのは一部にとどまっているなど不十分となっている。

このため、V J C事業評価結果が次年度以降の事業内容に十分反映されていない、連携先において有用と考えられる意見等が吸収されていないなど、連携の充実が必要とみられる状況がみられた。

ii 問題点・課題の事業評価書への記載状況

国土交通省が実施するV J C事業評価では、目標達成度、効率性、有効性、必要性等の観点から統一的な評価基準に基づき、個々の事業ごとにAからDの4段階の評価を行うとともに、「事業の成果（総括）」及び「問題点・課題」を明らかにすることとしている。平成17年度評価結果について、このうち、「問題点・課題」の事業評価書への記載状況をみると、図表39のとおり、B評価以下の事業であるにもかかわらず、その原因等となった「問題点・課題」が記載されていない事業が163件中71件（43.6%）あり、とりわけD評価の3事業にあっては、すべて「問題点・課題」が記載されていない。事業実施部署（地方運輸局、V J C実施本部）によって、記載状況に差がみられ、すべて記載している部署がある反面、20部署中、未記載の割合が50%以上となっているものが11部署みられる。B評価以下の事業は、特に地方連携事業に多く、前述iのとおり、評価実施段階において連携先との連携が不十分なことが、原因の掘り下げに至っていない要因の一つと考えられる。

図表 39 V J C事業評価における「問題点・課題」の事業評価書への記載状況

(単位：%)

区分	合計			A評価			B評価			C評価			D評価			(B～D評価計 再掲)		
	事業数	未記載数	未記載割合	事業数	未記載数	未記載割合	事業数	未記載数	未記載割合	事業数	未記載数	未記載割合	事業数	未記載数	未記載割合	事業数	未記載数	未記載割合
合計	343	137	39.9	180	66	36.7	115	55	47.8	45	13	28.9	3	3	100.0	163	71	43.6
地方連携事業計	258	103	39.9	119	43	36.1	95	44	46.3	41	13	31.7	3	3	100.0	139	60	43.2
北海道	31	18	58.1	11	4	36.4	13	9	69.2	4	2	50.0	3	3	100.0	20	14	70.0
東北	28	20	71.4	14	10	71.4	11	9	81.8	3	1	33.3	0	0	-	14	10	71.4
関東	25	3	12.0	15	1	6.7	8	1	12.5	2	1	50.0	0	0	-	10	2	20.0
北陸	25	0	0.0	10	0	0.0	12	0	0.0	3	0	0.0	0	0	-	15	0	0.0
中部	39	19	48.7	13	9	69.2	13	6	46.2	13	4	30.8	0	0	-	26	10	38.5
近畿	28	4	14.3	10	1	10.0	12	3	25.0	6	0	0.0	0	0	-	18	3	16.7
中国	26	19	73.1	9	6	66.7	11	9	81.8	6	4	66.7	0	0	-	17	13	76.5
四国	10	1	10.0	3	0	0.0	4	1	25.0	3	0	0.0	0	0	-	7	1	14.3
九州	38	14	36.8	30	10	33.3	8	4	50.0	0	0	-	0	0	-	8	4	50.0
沖縄	8	5	62.5	4	2	50.0	3	2	66.7	1	1	100.0	0	0	-	4	3	75.0
本部事業計	85	34	40.0	61	23	37.7	20	11	55.0	4	0	0.0	0	0	-	24	11	45.8
本部(韓国)	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
本部(台湾)	8	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	0	0	-	0	0	-	3	0	0.0
本部(中国)	14	3	21.4	11	3	27.3	0	0	-	3	0	0.0	0	0	-	3	0	0.0
本部(香港)	6	3	50.0	2	0	0.0	3	3	100.0	1	0	0.0	0	0	-	4	3	75.0
本部(シンガポール)	6	4	66.7	5	3	60.0	1	1	100.0	0	0	-	0	0	-	1	1	100.0
本部(タイ)	4	3	75.0	2	1	50.0	2	2	100.0	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0
本部(米国)	14	5	35.7	10	3	30.0	4	2	50.0	0	0	-	0	0	-	4	2	50.0
本部(カナダ)	6	3	50.0	4	2	50.0	2	1	50.0	0	0	-	0	0	-	2	1	50.0
本部(欧州)	12	12	100.0	10	10	100.0	2	2	100.0	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0
本部(豪州)	6	1	16.7	3	1	33.3	3	0	0.0	0	0	-	0	0	-	3	0	0.0

(注) 1 「V J C事業評価 (平成 17 年度)」(国土交通省) に基づき当省が作成した。

2 本表の事業数は、総合事業数(単体又は複数のメニュー事業で構成)で計上している。A～D評価は総合評価結果である。その判定方法及び基準の概要は次のとおりである。

○ 定量的指標(目的達成度、効率性、外客数、有効性等)について、全国の事業の平均値、標準偏差等から標準値とその得点を設定する。各評価項目の値を標準値と比較することで得点を算定する。

○ 定性的指標(定性的評価、付加効果)について、該当の有無より「有」の数を得点化する。

○ 事業区分によって、直接的な目的が異なるため、事業区分に合わせて得点配分を調整する。複合した事業の場合は、個々の事業ごとに算出した得点を事業費により加重平均する。

○ 配分得点の8割以上が「A」、7割台が「B」、6割台が「C」、6割未満が「D」評価となる。

3 網掛けは、未記載の割合が50%以上のものを示す。

イ 査証発給手続の円滑化等 (要旨)

国は、政策目標を実現するために、①短期滞在査証の免除措置、②査証発給対象者・地域の拡大、③発給手続の円滑化等の査証発給緩和措置に取り組む一方、不法入国等への対応の厳格化を同時に実施することで外国人旅行者の受入れを促進していくこととしている。

V J Cの開始された平成 15 年以降、V J C重点対象国・地域では、香港、韓国及び台湾に対し短期滞在査証の免除措置が講じられている。香港、韓国及び台湾からの短期滞在在留資格による入国者数は、それぞれの措置開始年の対前年比で、香港 39%増（平成 16-15 年）、韓国 13%増（17-16 年）、台湾 19%増（17-16 年）となっており、我が国へ入国した短期滞在在留資格者の全体数の対前年比 21%増（16-15 年）、12%増（17-16 年）を上回る伸びとなっている。措置開始翌年以降も当該 3 か国・地域では、短期滞在在留資格による入国者数は対前年比で増加となっている。また、総入国者数のうち、査証発給を必要とする外国人旅行者の割合は、5 割から 2 割へと大幅に減少している。

さらに、中国に対して、それまで認めていなかった団体観光旅行について、平成 12 年 9 月に査証発給制度を確立し、V J C開始後、発給対象者・地域の拡大等の緩和措置を講じた結果、団体観光査証発給件数は、15 年の 4 万件から 19 年には 26 万件へと大きく伸びており、訪日を希望する中国人旅行者全体の増加に寄与していると推測される。

なお、査証発給緩和措置と同時に不法入国等への対応を厳格に実施すること等により、不法残留者数は増加していない。

(7) 把握する内容及び手法

a 査証発給手続の円滑化等の制度及び実施内容

日本に入国・上陸しようとする外国人は、入管法に基づき、原則として、有効な旅券で在外公館の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。

国は、我が国との観光を含む人的交流の促進の観点に加え、犯罪対策、出入国管理等の観点を総合的に踏まえ、平成 20 年 9 月現在、62 か国・地域を対象に短期滞在在留資格に係る査証の免除措置を講じるなど、外国人の訪日旅行の円滑化を図るための措置を講じている。15 年以降では、図表 40 のとおり、新たに香港、韓国及び台湾を対象に短期滞在査証の免除措置を講じた結果、V J C重点対象 12 か国・地域のうち、中国及びタイを除く 10 か国・地域に対して免除措置が講じられたものとなっている。中国に対しても、身元保証制度の緩和を図るため、12 年に北京市、上海市等一部の地域を対象に団体観光旅行に対する査証発給制度を確立し、その後、対象地域及び査証を取り扱う在外公館の拡大を図っている。さらに団体観光旅行に加え、一定の条件を満たす家族での観光についても新たに査証発給対象とし、訪日旅行が可能な対象者層の拡大を図っている。

図表 40 平成 15 年以降における査証免除措置、発給対象の拡大及び発給手続の円滑化の実施状況

VJC重点対象国・地域	短期滞在査証免除措置の有無	査証免除措置、発給対象の拡大、発給手続の円滑化の実施状況 (平成 15 年以降)		
		時期	措置等の分類	措置等の内数
香港	有	16 年 4 月	[免除措置]	・短期滞在査証免除を期間限定なしで実施(注2)
韓国	有	16 年 4 月	[免除措置]	・修学旅行生に対して短期滞在査証免除を実施 ・愛知万博開催期間に合わせ期間限定で短期滞在査証免除措置を実施。引き続き、10 月以降、18年2月末までの期間に査証免除を実施 ・短期滞在査証免除を期間限定なしで実施
		17 年 3 月	[免除措置]	
		18 年 3 月	[免除措置]	
台湾	有	16 年 9 月	[免除措置]	・修学旅行生に対して短期滞在査証免除を実施 ・愛知万博開催期間に合わせ期間限定で短期滞在査証免除措置を実施 ・短期滞在査証免除を期間限定なしで実施(注3)
		17 年 3 月	[免除措置]	
		18 年 9 月	[免除措置]	
中国	無 (ただし、30 日以内滞在予定の修学旅行生に対しては免除措置有)	16 年 9 月	[免除措置]	・修学旅行生に対して短期滞在査証免除を実施 ・平成 12 年 9 月より2直轄市1省(北京市、上海市、広東省)を対象に開始された中国国民訪日団体観光旅行に対する短期滞在査証発給を、1直轄市4省(天津市、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省)へ拡大 ・中国国民訪日団体観光旅行に対する短期滞在査証発給を中国全土へ拡大 ・平成 12 年9月当初、在中国大使館、在広州総領事館及び在上海総領事館に限っていた団体旅行の短期滞在査証申請受付を在重慶総領事館に拡大するとともに、在上海総領事館の申請受付地域を拡大 ・中国の全在外公館(香港除く)にて訪日団体観光短期滞在査証の取扱を開始 ・家族観光者に対する短期滞在査証の発給開始(注4)
		16 年 9 月	[対象拡大]	
		17 年 7 月	[対象拡大]	
		18 年 8 月	[手続円滑]	
		19 年 5 月	[手続円滑]	
20 年 3 月	[対象拡大]			
タイ	無	19 年 2 月	[手続円滑]	・旅行代理店による査証の代理申請を受け付けている団体ツアーについて、申請手続を簡素化

- (注) 1 外務省の資料等に基づき当省が作成した。
 2 香港特別行政区 (SAR) 旅券所持者及び英国海外市民 (BNO) 旅券所持者 (香港居住権者) に対して実施している。
 3 身分証番号が記載された台湾護照 (旅券) 所持者に対して実施している。
 4 2 名又は 3 名からなる一定の経済力のある家族が観光のために訪日する場合に発給している。
 5 V J C 重点対象国・地域のうち、シンガポール、米国、カナダ、オーストラリア、イギリス、ドイツ及びフランスは、平成 14 年以前に短期滞在査証免除措置が講じられている。

b 把握する内容及び手法

観光・ビジネス等、幅広い分野での人的交流を促進するために、問題のない外国人に対する i 短期滞在査証の免除措置、ii 査証発給対象者・地域の拡大、iii 発給手続の円滑化等の査証発給緩和措置に取り組む一方、iv 不法入国等への対応の厳格化が同時に実施され、外国人旅行者の有効な受入促進施策となっているかについて、以下の手法により把握・分析した。

- ① 短期滞在査証免除措置対象国・地域からの措置前後の短期滞在を目的とした入国者数及び総入国者数（注）に占めるその割合の推移を把握し、査証免除措置を契機として、当該国・地域からの観光目的等の短期滞在旅行者数の伸び及び総入国者数に占めるその割合の伸びがみられるか分析
 （注）「総入国者数」は、一次査証による入国者数及び数次査証又は査証免除で複数回入国する者の延べ入国者数を指す。日本に長期滞在し再入国許可で入国する者の数は含まない（査証発給統計（外務省））。出入国管理統計年報（法務省）で用いられる「新規入国者数」と同義である。
- ② 査証免除措置前後の我が国における査証発給の総件数及び総入国者数の推移を把握し、査証免除措置が、影響の大きい国・地域に対して実施され、外国人旅行者総数の増大に寄与しているか分析
- ③ 査証発給対象者・地域の拡大及び発給手続の円滑化の実施前後の対象国・地域における査証発給件数の推移を把握し、対象拡大等の措置を契機として、外国人旅行者の伸びがみられるか分析
- ④ 査証発給緩和措置が講じられた対象国・地域における外国人旅行者数の推移と許可された在留期間経過後も不法に残留している者（不法残留者）の推移を把握

(イ) 把握した結果

a 査証免除措置対象国・地域における免除措置前後の変化

査証免除措置を講じた香港、韓国及び台湾における短期滞在在留資格による入国者数は、図表 41 のとおり、それぞれ措置開始年の対前年比で、39.1%増（平成 16-15 年香港）、13.4%増（17-16 年韓国）、18.8%増（17-16 年台湾）となっており、我が国へ入国した短期滞在在留資格者の全体数の対前年比 20.6%増（16-15 年）、11.9%増（17-16 年）を上回る伸びとなっている（注）。措置開始翌年以降も 3 か国・地域とも短期滞在在留資格による入国者数は増え続けており、香港及び韓国では、対前年比の伸び率がその後も概ね 20%を超える高いものとなっている。また、免除措置された 3 か国・地域は、従来から観光や親族・知人訪問等の短期滞在を目的とした外国人旅行者の割合が圧倒的に高いため、総入国者数に占める短期滞在在留資格者の割合が 98%を超えており、短期滞在在留資格者に対する免除措置効果による入国者数の増加が、各国・地域からの総入国者数を増加させるものとなっている。

（注）平成 15 年は S A R S の影響で旅行者数が減少している。このため、全体的に 16 年は、対前年比が高くなる傾向にある。

図表 41 総入国者数に占める短期滞在在留資格者割合の推移

(単位：人、%)

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	短期滞在者に対する 査証免除措置開始時期
全体						
総入国者数	4,633,892	5,508,926	6,120,709	6,733,585	7,721,258	-
うち短期滞在在留資格者数	4,259,974	5,136,943	5,748,380	6,407,833	7,384,510	
対前年増減率	-	20.6	11.9	11.5	15.2	
構成比	91.9	93.2	93.9	95.2	95.6	
香港						
総入国者数	160,426	222,866	246,431	314,749	397,503	平成 16 年4月実施 (期間限定なし)
うち短期滞在在留資格者数	159,965	222,514	245,988	314,279	396,907	
対前年増減率	-	39.1	10.5	27.8	26.3	
構成比	99.7	99.8	99.8	99.9	99.9	
韓国						
総入国者数	1,293,809	1,419,786	1,607,457	1,997,459	2,472,620	平成 17 年3月暫定実施 18 年3月実施(期間限定なし)
うち短期滞在在留資格者数	1,271,914	1,396,988	1,584,715	1,972,745	2,444,529	
対前年増減率	-	9.8	13.4	24.5	23.9	
構成比	98.3	98.4	98.6	98.8	98.9	
台湾						
総入国者数	760,322	1,051,022	1,248,248	1,282,641	1,357,132	平成 17 年3月暫定実施 17 年9月実施(期間限定なし)
うち短期滞在在留資格者数	756,538	1,047,369	1,244,437	1,278,156	1,352,228	
対前年増減率	-	38.4	18.8	2.7	5.8	
構成比	99.5	99.7	99.7	99.7	99.6	

(注) 1 外務省及び法務省の資料に基づき当省が作成した。

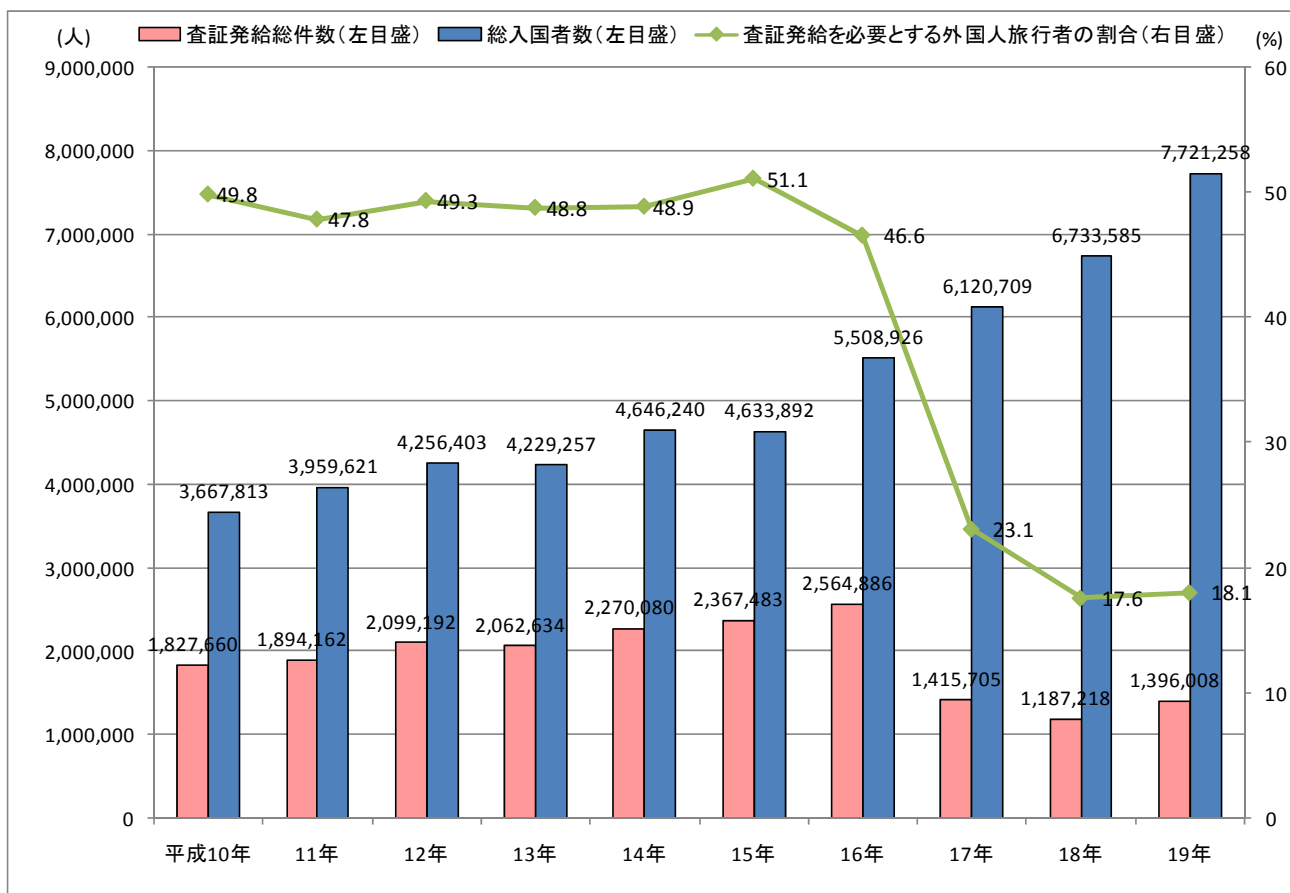
2 総入国者数は、一次査証による入国者数及び数次査証又は査証免除で複数回入国する者の延べ入国者数を指す。日本に長期滞在し再入国許可で入国する者の数は含まない。出入国管理統計年報の新規入国者数と同義である。

なお、香港、韓国及び台湾からの旅行者が多い、北海道及び九州において、その増加要因を関係道県から聴取したところ、いずれも「査証が免除されたことも増加要因となっている。」と回答している。

b 査証発給を必要とする外国人旅行者の割合

査証発給を必要とする外国人旅行者の割合（総入国者数に占める査証発給総件数の割合）は、図表 42 のとおり平成 16 年までは 5 割程度で推移したが、17 年以降は 2 割程度まで減少している。これは、全在外公館における査証発給総件数が 16 年の 256 万件をピークに 17 年以降、大幅に減少している一方、総入国者数は、年々増加し、17 年以降は、より大きく増加していることによる。

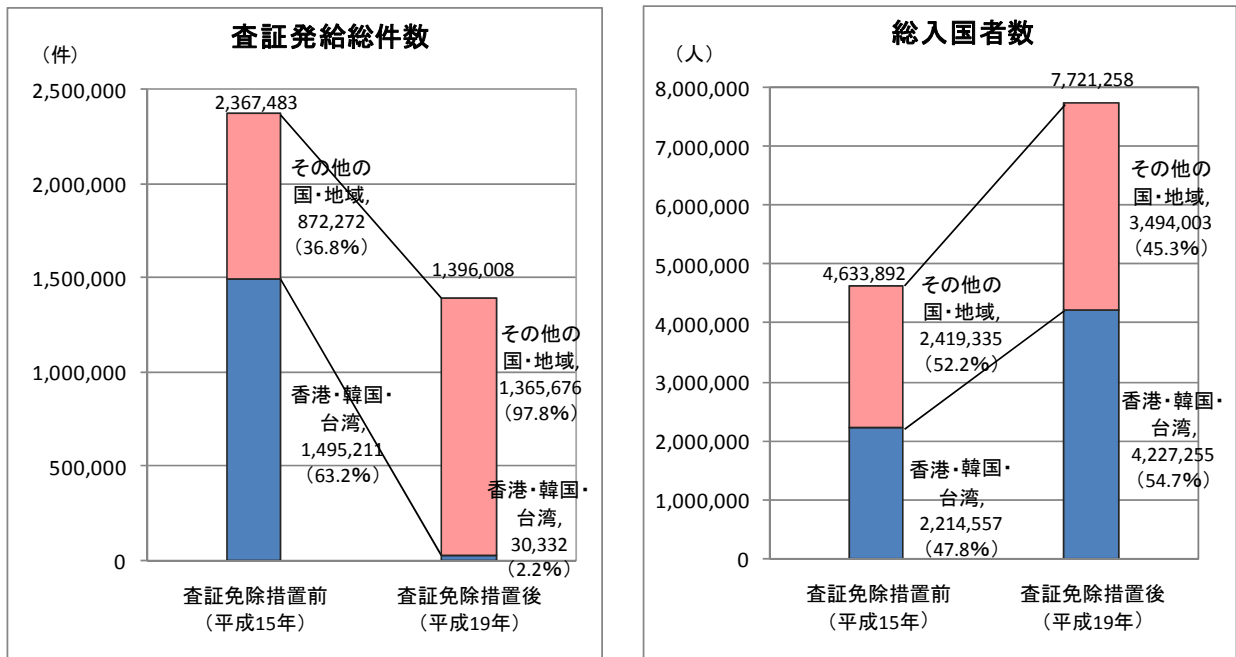
図表 42 査証発給を必要とする外国人旅行者の割合の推移



(注) 「査証発給統計」(外務省) 及び「出入国管理統計年報」(法務省) に基づき当省が作成した。

短期滞在査証の免除措置が講じられた 3 か国・地域（香港、韓国、台湾）の査証発給件数割合は、図表 43 のとおり、免除措置開始前の平成 15 年においては、総件数の 63.2% を占めていたが、措置後の 19 年においては、2.2% まで割合が減少している。一方で、我が国への総入国者数に占める 3 か国・地域（香港、韓国、台湾）の割合は、免除措置開始前の 15 年の 47.8% から、措置後の 19 年には、54.7% へと割合が増加し、短期滞在査証免除措置は、総入国者数の増加に寄与しているものと推測される。

図表 43 V J C重点対象3か国・地域（香港・韓国・台湾）及びその他の国・地域への査証免除措置前後の査証発給総件数、総入国者数



(注) 「査証発給統計」(外務省) 及び「出入国管理統計年報」(法務省) に基づき当省が作成した。

c 査証発給対象の拡大、発給手続の円滑化の実施状況

中国に対して、それまで認められていなかった団体観光旅行について、平成 12 年 9 月に査証発給制度を確立し、V J C 開始後、発給対象地域の拡大等の緩和措置を講じた結果(前述(ア) a 参照)、図表 44 のとおり、団体観光査証発給件数は、15 年の 4 万件から 19 年には 26 万件へと大きく増加している。

査証発給件数に占める団体観光査証件数の割合は、平成 15 年の 14.1%から 19 年には、39.7%に増加していることから、緩和措置が講じられている団体観光制度を利用した訪日中国人旅行者の増加が、訪日を希望する中国人旅行者全体の増加に寄与しているとみられる。

図表 44 中国人(香港、マカオ、台湾居住者を除く)に対する査証発給件数の推移 (単位:件、%)

区 分	a. 査証発給件数		b. うち団体観光査証発給件数		構成比 b/a	団体観光査証に係る発給対象地域の拡大等の状況
	対前年増減率	対前年増減率				
平成 15 年	283,729	-	40,028	-	14.1	
16 年	357,003	25.8	64,426	61.0	18.0	9月発給対象地域の拡大
17 年	404,058	13.2	73,682	14.4	18.2	7月発給対象地域の全土への拡大
18 年	505,738	25.2	157,436	113.7	31.1	8月取扱公館の拡大
19 年	660,487	30.6	261,972	66.4	39.7	5月取扱公館の全土への拡大

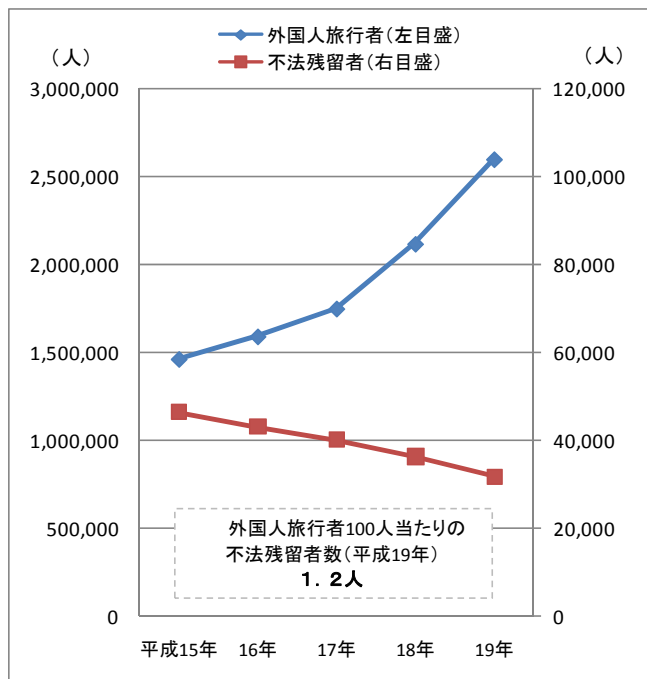
(注) 1 「査証発給統計」(外務省) 等に基づき当省が作成した。
 2 団体観光査証は、平成 12 年から発給を開始している。

d 査証免除措置を講じた国・地域の国籍者による不法残留の状況

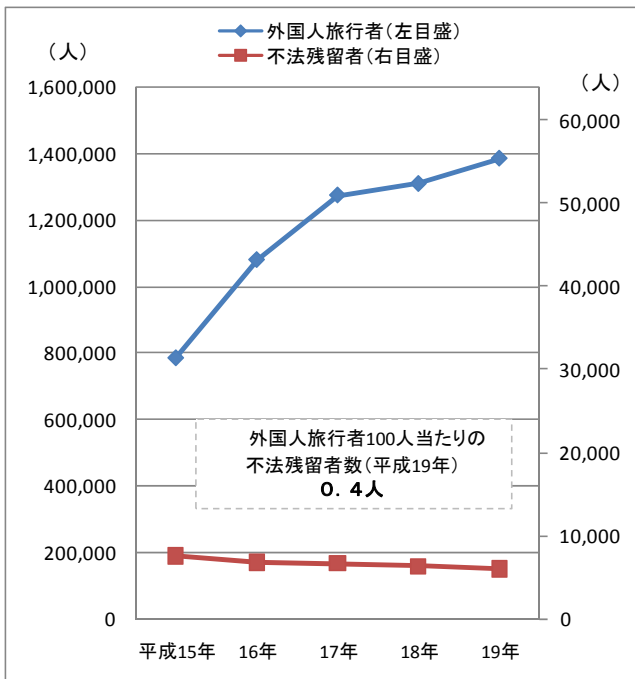
査証免除措置を講じた韓国及び台湾における外国人旅行者数と不法残留者数の推移は、図表 45 のとおりであり、韓国及び台湾においては、査証免除措置等の効果もあり、外国人旅行者数は増加している。一方、不法残留者数は増加していない。

図表 45 査証免除措置国・地域（韓国・台湾）における外国人旅行者数と不法残留者数の推移

○ 韓国（平成 17 年 3 月査証免除開始）



○ 台湾（平成 17 年 3 月査証免除開始）

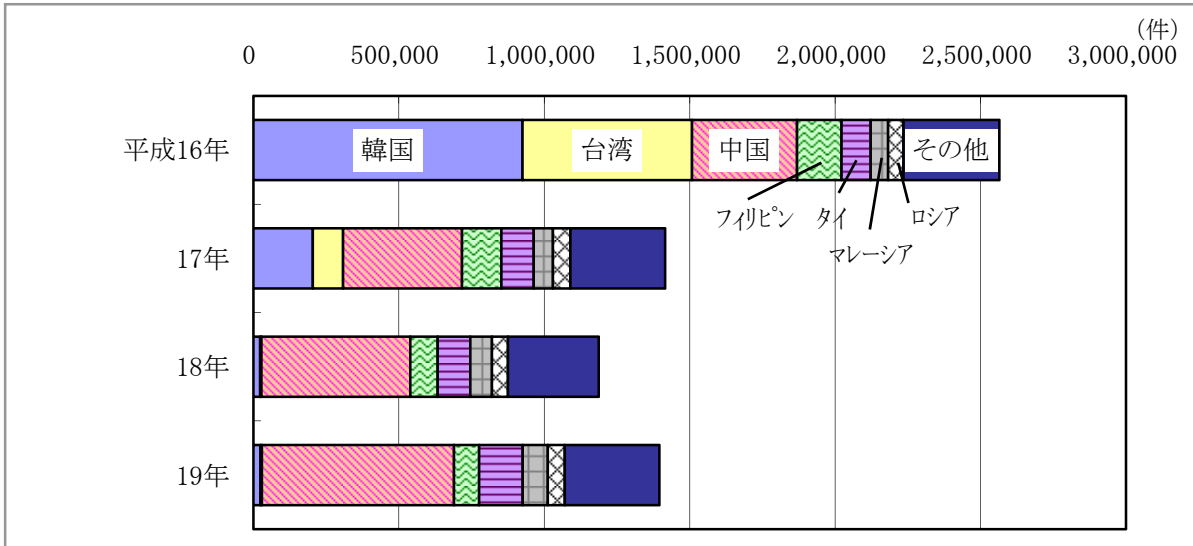


- (注) 1 国際観光振興機構及び法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 不法残留者数の数値は、翌年の1月1日時点のものである。例えば、「平成19年」は平成20年1月1日時点である。
 3 外国人旅行者数：不法残留者数の目盛を25：1で表示している。

● 国・地域別の査証発給件数の推移

図表 46 のとおり、韓国及び台湾への査証免除が措置された平成 17 年 3 月以降、査証発給件数が多い国・地域は、V J C 重点対象国である中国が最も多く、次いでタイのほか、フィリピン、マレーシア等となっている。

図表 46 国・地域別の査証発給件数の推移



(単位：件、%)

	平成 16 年	17 年	18 年	19 年	構成比
全体					
発給件数	2,564,886	1,415,705	1,187,218	1,396,008	100.0
対前年増減率	-	-44.8	-16.1	17.6	-
韓国					
発給件数	925,125	204,337	23,332	24,147	1.7
対前年増減率	-	-77.9	-88.6	3.5	-
台湾					
発給件数	582,752	104,116	4,532	5,088	0.4
対前年増減率	-	-82.1	-95.6	12.3	-
中国					
発給件数	360,935	408,898	511,606	660,487	47.3
対前年増減率	-	13.3	25.1	29.1	-
フィリピン					
発給件数	153,242	135,326	94,053	86,532	6.2
対前年増減率	-	-11.7	-30.5	-8.0	-
タイ					
発給件数	99,867	111,350	112,289	149,554	10.7
対前年増減率	-	11.5	0.8	33.2	-
マレーシア					
発給件数	60,276	65,613	74,470	86,251	6.2
対前年増減率	-	8.9	13.5	15.8	-
ロシア					
発給件数	52,916	59,992	54,705	58,719	4.2
対前年増減率	-	13.4	-8.8	7.3	-
その他					
発給件数	329,773	326,073	312,231	325,230	23.3
対前年増減率	-	-1.1	-4.2	4.2	-

(注) 「査証発給統計」(外務省)による。

ウ 出入国手続の円滑化等 (要旨)

法務省では、「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にする」ことを目標にしているが、外国人入国者の 77% (平成 19 年) が利用する主要 4 空港 (成田、羽田、中部及び関西) について、平成 20 年における月平均最長審査待ち時間をみると、20 分以下の目標を達成している月数の割合は、最も高い中部空港において 25%、次いで高い成田空港において 17% となっており、羽田及び関西空港では、いずれの月も目標を達成していない。また、外国人入国者の 16% (19 年) が利用する主要 4 空港以外の 34 空港について、年平均最長審査待ち時間をみると、目標を達成しているのは、測定している 27 空港のうち 10 空港 (37%) となっている。

平成 18 年以降の年平均最長審査待ち時間をみると、主要 4 空港及び主要 4 空港以外の 34 空港とも全体平均で年々長くなっているが、20 年 8 月以降は外国人旅行者数の減少等によりおおむね短縮傾向にある。

目標達成できていない原因は、近年著しかった外国人旅行者数の増加や平成 19 年 11 月から審査過程において個人識別情報の取得手続が加わったこと等にあるとみられる。また、航空機で訪日する旅客の上陸条件の適合性について、その出発空港 (韓国・仁川 (インチョン) 空港、台湾・桃園 (トウエン) 空港) で事前にチェックするプレクリアランス (事前確認) 等の施策を講じているが、19 年において、プレクリアランスによる入国者数の割合は、プレクリアランスを実施している国・地域からの総入国者数の 3% 以下となっている。

現状においては、審査ブースの適切な配分や入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底等、現場でできる着実な取組が引き続き有効となっている。

なお、北海道が実施した調査では、「入国手続に時間がかかる」ことが外国人旅行者が抱える不満の第 1 順位となっている。

(7) 把握する内容及び手法

a 出入国手続の円滑化等を図るための施策の概要

空港における入国審査は、外国人旅行者が我が国で最初に体験するものであり、当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。観光立国推進戦略会議報告書 (平成 16 年 11 月観光立国推進戦略会議) においては、外国人旅行者の訪日促進の観点から「外国人が集中する空港における円滑な出入国手続を促進すべきである」旨指摘している。法務省では、「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にすること」を目標として、次のような施策に取り組むことにより、空港での審査の待ち時間を短縮することとしている。この目標は、観光立国推進基本計画においても目標に位置付けられている。

- (a) 航空機で訪日する旅客の上陸条件の適合性について、その出発時点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」を韓国（仁川）及び台湾（桃園）の国際空港で実施する。
- (b) 日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置を実施する。
- (c) 出入国記録カードの未記載・誤記載の削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記の多言語化した出入国記録カードを作成、使用する。
- (d) 日本人及び一定の要件に該当する在留外国人が、指紋等の個人識別情報を利用し、上陸許可及び出国確認の証印を受けることなく出入国できるようにする「自動化ゲート」を導入する。

（注）(a)～(c)は、平成 16 年度以降、(d)は、19 年 11 月以降の取組である。

b 把握する内容及び手法

法務省が観光立国の推進に資するため、全空港での最長待ち時間を 20 分以下とすることを目標に取り組んでいるプレクリアランスや、自動化ゲート導入等の出入国手続の円滑化及び審査の迅速化のための施策が目標達成のための有効な施策となっているかについて以下の手法により把握・分析した。

- ① 出入国手続の円滑化、審査の迅速化のための個別施策の実施状況を把握し、当該施策が最長審査待ち時間の短縮へ及ぼす影響度を推定
- ② 最長審査待ち時間の目標達成状況を把握・分析
- ③ 外国人旅行者の満足度調査等により、外国人旅行者が空港での審査に要する待ち時間について、どのように評価しているか把握

(1) 把握した結果

a 施策による影響の推定

(a) プレクリアランスの実施状況

法務省では、平成 17 年度以降、航空機で訪日する旅客のうち、上陸の目的が短期滞在に該当し、プレクリアランスを希望した外国人の上陸条件の適合性について、その出発時点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」を韓国（仁川）及び台湾（桃園）の国際空港で実施している。プレクリアランス実施便は、主要 4 空港（成田、羽田、中部及び関西）以外の空港に到着する便のうち、地方入国管理局からのプレクリアランス実施要望をもとに、効率性を考慮の上、決定している。法務省では、プレクリアランスを行う便は毎月一定ではなく、また、特定の空港に到着する便すべてについてプレクリアランスを行っているわけではないこと等のため、プレクリアランスの実施による審査待ち時間の短縮の影響を受ける空港と受けない空港の別や、プレクリアランスの効果を確実に把握できるデータはないとしているが、

同一空港で、乗客数や日本人・外国人乗客の割合がほぼ同一のプレクリアランス実施便と非実施便を比較したところ、待ち時間が3割程度短縮される効果があったと説明している。

プレクリアランスによる入国者数は、図表47のとおり、平成19年において、韓国（仁川便）3万2,738人、台湾（桃園便）3万9,276人であり、韓国国籍者の全空港におけるプレクリアランスによる入国者数の割合は入国者数231万人の1.4%、法務省が、プレクリアランスの実施対象としている主要4空港以外の空港へ到着する便についてみてもプレクリアランスによる入国者数の割合は5.5%となっている。同様に台湾国籍者をみると、それぞれ2.8%、8.7%となっており、団体観光旅客比率が高いこと及び添乗員がプレクリアランスを推奨し、協力していること等から韓国国籍者よりは高い割合となっているものの10%に満たない。また、17年以降は入国者数が増大していることなどから、その割合は、減少傾向にある。

プレクリアランスは、対象となった特定の便を受け入れる空港では、有効な施策とみられるが、現状での実績人数からみると審査時間短縮への総合的な影響は少ないものと推測される。

図表47 韓国・台湾におけるプレクリアランスによる入国者数の割合の推移

(単位：人、%)

区分	入国者数			プレクリアランスによる入国者数の割合		
	a.全空港 (主要4空港及び主要4空港以外の空港)	b.うち主要4空港 以外の空港	c.うちプレクリアランス による入国者数	全空港 c/a	主要4空 港以外の 空港 c/b	
韓国	平成17年	1,683,321	341,151	21,926	1.3	6.4
	18年	1,957,172	481,867	29,401	1.5	6.1
	19年	2,311,203	594,517	32,738	1.4	5.5
台湾	17年	1,281,550	426,355	45,668	3.6	10.7
	18年	1,339,244	441,766	28,298	2.1	6.4
	19年	1,394,463	449,616	39,276	2.8	8.7

- (注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)及び法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 主要4空港は、成田、羽田、中部及び関西の4空港を、主要4空港以外の空港は、主要4空港以外の空港のうち、定期便、国際チャーター便等の運航があり、「日本の国際観光統計」に掲載の29空港について計上している。
 3 プレクリアランスによる入国者は、韓国は仁川空港、台湾は桃園空港からの出国者の一部が対象となっている。
 4 プレクリアランスの対象は、短期滞在のみであるが、入国者数には、短期滞在以外の在留資格や、再入国許可により入国した外国人も含んでいる。

(b) 自動化ゲートの登録状況

法務省では、平成19年11月から外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務付けられることにあわせ、日本人及び一定の要件に該当する在留外国人が、指紋等の個人識別情報を利用し、上陸許可及び

出国確認の証印を受けることなく出入国できるようにする「自動化ゲート」を導入し、成田空港で供用開始している。これにより上陸審査手を簡素化・迅速化することとし、審査待ち時間の短縮につなげることとしている。

しかし、これまでの自動化ゲートを利用希望する登録者数は図表 48 のとおりであり、設置台数が少なく、運用開始してまもないこともあり、成田空港から帰国する日本人、再入国の外国人の数からみるとそれぞれ 0.4%、1.9%となることから、審査待ち時間への総体的な影響は少ないものとみられる。さらに成田空港を実地調査したところ、旅券や指紋が読み取りにくいといった機械上の問題もあり、効果の発現に至るような利用状況は認められなかった。

なお、運用開始から平成 20 年 10 月末までの利用回数は、約 17 万回となっている。

図表 48 成田空港における帰国（再入国）者数と自動化ゲート登録者概数

(単位：人、%)

区 分	a 帰国（再入国）者数 [平成 19 年]	b 自動化ゲート登録者 概数 [20 年 11 月 19 日現在]	登録者数との対比 (b / a)
日本人	9,478,336	37,100	0.4
再入国外国人	(注 2) 684,156	12,900	1.9

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 空港別の再入国者外国人統計はない。このため、外国人正規入国者数 915 万 2,186 人に占める再入国者数 143 万 928 人の割合（約 15.6%）を、成田空港の外国人正規入国者数 437 万 5,849 人に乗じた値を仮定値として試算した。

(c) 審査待ち時間情報の提供状況

法務省では、審査待ち時間情報を審査場等において掲示するよう努めることとしているが、実地調査した時点において、羽田及び福島各空港では、掲示されていなかった。また、審査待ち時間情報について、法務省ホームページ等を通じた航空会社や旅行会社に対しての旅行者向けの積極的な情報提供も行われていない。

b 最長審査待ち時間の目標達成状況

(a) 外国人入国者数の空港別入国状況

平成 19 年の外国人入国者数は、図表 49 のとおり、915 万人に上る。このうち、92.7%に当たる 849 万人が空港から入国しており、77.1%に当たる 706 万人が主要 4 空港（成田、羽田、中部及び関西）から入国している。47.8%が成田空港から入国し 18.0%が関西空港から入国している。主要 4 空港以外の空港からは 15.6%に当たる 143 万人が入国している。

平成 17 年以降の傾向としては、福岡港からの韓国人入国者数増の影響等により若干ながら海港を利用した入国割合が増加し、空港を利用した入国割合が減少している。また、空港の内訳は、主要 4 空港以外の空港からの入国割合が若干高まっている。

図表 49 港別、外国人入国者数の推移

(単位：人、%)

	外国人入国者			構成比			対前年増減率			
	平成 17 年	18 年	19 年	17 年	18 年	19 年	17 年	18 年	19 年	
総 数	7,450,103	8,107,963	9,152,186	100.0	100.0	100.0	-	8.8	12.9	
空 港 計	7,022,398	7,606,550	8,485,920	94.3	93.8	92.7	-	8.3	11.6	
主要4空港	小 計	5,940,269	6,347,240	7,060,906	79.7	78.3	77.1	-	6.9	11.2
	成田	3,852,302	4,015,727	4,375,849	51.7	49.5	47.8	-	4.2	9.0
	羽田	220,760	344,497	441,477	3.0	4.2	4.8	-	56.1	28.2
	中部	527,994	515,603	596,392	7.1	6.4	6.5	-	-2.3	15.7
	関西	1,339,213	1,471,413	1,647,188	18.0	18.1	18.0	-	9.9	11.9
主要4空港以外の空港	小 計	1,082,129	1,259,310	1,425,014	14.5	15.5	15.6	-	16.4	13.2
	女満別	857	5,665	5,084	0.0	0.1	0.1	-	561.0	-10.3
	釧路	23,633	15,856	15,375	0.3	0.2	0.2	-	-32.9	-3.0
	帯広	25,096	17,188	19,485	0.3	0.2	0.2	-	-31.5	13.4
	旭川	33,476	39,188	38,963	0.4	0.5	0.4	-	17.1	-0.6
	新千歳	200,731	266,651	300,549	2.7	3.3	3.3	-	32.8	12.7
	函館	70,955	57,832	59,301	1.0	0.7	0.6	-	-18.5	2.5
	青森	19,676	19,478	24,554	0.3	0.2	0.3	-	-1.0	26.1
	秋田	9,991	14,030	10,467	0.1	0.2	0.1	-	40.4	-25.4
	花巻	8,623	4,429	6,765	0.1	0.1	0.1	-	-48.6	52.7
	仙台	42,132	59,296	80,504	0.6	0.7	0.9	-	40.7	35.8
	福島	11,290	25,950	30,046	0.2	0.3	0.3	-	129.8	15.8
	新潟	43,751	42,526	41,324	0.6	0.5	0.5	-	-2.8	-2.8
	富山	34,330	29,288	35,874	0.5	0.4	0.4	-	-14.7	22.5
	能登	5,325	3,808	6,271	0.1	0.0	0.1	-	-28.5	64.7
	小松	16,998	17,984	18,634	0.2	0.2	0.2	-	5.8	3.6
	岡山	15,658	18,947	23,507	0.2	0.2	0.3	-	21.0	24.1
	広島	32,382	43,241	47,994	0.4	0.5	0.5	-	33.5	11.0
	米子	7,944	8,200	6,695	0.1	0.1	0.1	-	3.2	-18.4
	高松	8,150	6,674	8,738	0.1	0.1	0.1	-	-18.1	30.9
	松山	6,860	9,525	9,614	0.1	0.1	0.1	-	38.8	0.9
	北九州	-	2,304	6,596	-	0.0	0.1	-	-	186.3
	福岡	320,060	386,514	432,750	4.3	4.8	4.7	-	20.8	12.0
	佐賀	-	-	3,973	-	-	0.0	-	-	-
	長崎	21,856	18,471	17,687	0.3	0.2	0.2	-	-15.5	-4.2
	熊本	11,995	13,189	14,596	0.2	0.2	0.2	-	10.0	10.7
	大分	9,422	12,221	14,424	0.1	0.2	0.2	-	29.7	18.0
宮崎	18,807	23,955	27,018	0.3	0.3	0.3	-	27.4	12.8	
鹿児島	12,653	17,959	25,660	0.2	0.2	0.3	-	41.9	42.9	
那覇	60,608	64,500	83,542	0.8	0.8	0.9	-	6.4	29.5	
その他	8,870	14,441	9,024	0.1	0.2	0.1	-	62.8	-37.5	
海 港 計	427,705	501,413	666,266	5.7	6.2	7.3	-	17.2	32.9	

(注) 1 「日本の国際観光統計」(国際観光振興機構)に基づき当省が作成した。

2 「外国人入国者数」は、外国人正規入国者数である。

(b) 最長審査待ち時間の縮減に関する目標達成状況

i 主要4空港

法務省では、主要4空港（成田、羽田、中部及び関西）については、毎日、一定間隔（10分間隔等）又は到着便がある都度、最長審査待ち時間を計測している。

1日のうちで、最も長かった時間を毎日集計した上で、その平均値をその月の最長審査待ち時間とし、20分以下となれば目標達成したとしている。

主要4空港の目標達成状況は、図表50のとおりであり、平成20年において、20分以下の目標を達成している月数の割合は、最も高い中部空港において25.0%、次いで高い成田空港において16.7%で、羽田空港及び関西空港ではいずれの月も目標を達成していない。関西空港では、40分を超えている月数の割合が25.0%、30分を超え40分以下の月数の割合が58.3%となっており、同空港の最長審査待ちの年平均時間は、36.1分と目標の2倍近いものとなっている。法務省では、関西空港の待ち時間が長時間化する一因として、一定時間に多数の到着便が^{ふくそう}輻輳することなどが挙げられるとしている。

主要4空港では、全体的な傾向として、平成20年8月以降は、景気の後退による外国人旅行者数の減少等により短縮されてきている。法務省では、機器の不具合もほぼ解消され、入国審査官の機器の操作に係る習熟度も上がったことも一因であると考えている。なお、平成18年以降の年平均最長審査待ち時間をみると、短縮されているのは成田空港のみとなっている。

[資料15参照]

図表 50 主要 4 空港における外国人入国審査の月平均最長審査待ち時間の推移

(単位：回、分、%)

区 分	月平均最長審査待ち時間							年平均 最長審査 待ち時間
	合 計	目標達成	目標未達成					
		20分以下	計	20～30分 以下	30～40分 以下	40分～		
合 計	平成 18 年	71	9	62	50	10	2	25.5
	構成比	100.0	12.7	87.3	70.4	14.1	2.8	—
	19 年	72	6	66	52	13	1	26.8
	構成比	100.0	8.3	91.7	72.2	18.1	1.4	—
	20 年	70	7	63	29	25	9	30.4
	構成比	100.0	10.0	90.0	41.4	35.7	12.9	—
	計	213	22	191	131	48	12	—
	構成比	100.0	10.3	89.7	61.5	22.5	5.6	—
成田空港 (1ビル及び 2ビル)	18 年	24	1	23	16	6	1	28.8
	構成比	100.0	4.2	95.8	66.7	25.0	4.2	—
	19 年	24	0	24	18	6	0	28.1
	構成比	100.0	0.0	100.0	75.0	25.0	0.0	—
	20 年	24	4	20	12	5	3	27.7
	構成比	100.0	16.7	83.3	50.0	20.8	12.5	—
	計	72	5	67	46	17	4	—
	構成比	100.0	6.9	93.1	63.9	23.6	5.6	—
羽田空港	18 年	12	0	12	12	0	0	23.3
	構成比	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	—
	19 年	12	0	12	10	2	0	25.9
	構成比	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0	—
	20 年	10	0	10	8	2	0	28.2
	構成比	100.0	0.0	100.0	80.0	20.0	0.0	—
	計	34	0	34	30	4	0	—
	構成比	100.0	0.0	100.0	88.2	11.8	0.0	—
中部空港	18 年	11	2	9	9	0	0	21.4
	構成比	100.0	18.2	81.8	81.8	0.0	0.0	—
	19 年	12	3	9	9	0	0	21.9
	構成比	100.0	25.0	75.0	75.0	0.0	0.0	—
	20 年	12	3	9	5	4	0	26.4
	構成比	100.0	25.0	75.0	41.7	33.3	0.0	—
	計	35	8	27	23	4	0	—
	構成比	100.0	22.9	77.1	65.7	11.4	0.0	—
関西空港 (北ビル及 び南ビル)	18 年	24	6	18	13	4	1	25.3
	構成比	100.0	25.0	75.0	54.2	16.7	4.2	—
	19 年	24	3	21	15	5	1	28.3
	構成比	100.0	12.5	87.5	62.5	20.8	4.2	—
	20 年	24	0	24	4	14	6	36.1
	構成比	100.0	0.0	100.0	16.7	58.3	25.0	—
	計	72	9	63	32	23	8	—
	構成比	100.0	12.5	87.5	44.4	31.9	11.1	—

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 最長審査待ち時間は、待機列の最後尾に並んだ外国人が、上陸審査ブースに到達するまでの時間を紙を配布する等して計測し、1日のうちで最も長かった時間の月平均時間である。

3 成田及び関西空港には審査場がそれぞれ2か所設置されているので、合計月数は24月となっている。

4 空港によっては、測定していない月があるため合計は必ずしも12月にならない。

5 羽田空港では、後述する成田、中部及び関西以外の空港と同様の測定方法をとっていたが、平成20年9月からこれら3空港と同じ測定方法に変更している。

ii 主要4空港以外の空港

法務省では、主要4空港以外の空港については、年に数回、特定の1週間について、全便を対象に最長審査待ち時間を測定している。到着便の乗客に対する審査開始から終了までの時間を測定期間ごとに集計した上で、その平均値を最長審査待ち時間として評価し、20分以下となれば目標達成としている。平成18年から20年までに測定対象とした主要4空港以外の空港は34空港となっている。ただし、空港によっては、国際線の便数が少ないため測定していない年もある。

この34空港の目標達成状況を空港別の年平均最長審査待ち時間でみると、図表51のとおり、平成20年では測定している27空港のうち、10空港(37.0%)において目標を達成しているものの、20分を超え30分以下が14空港(51.9%)、30分を超え40分以下が3空港(11.1%)と目標を達成していない空港が17空港(63.0%)となっている。また、18年以降の目標を達成している空港の割合の推移をみると、18年35.3%から19年27.6%と減少したものの、20年には37.0%と増加している。

また、34空港全体での年平均最長審査待ち時間をみると、18年20.9分、19年22.7分、20年22.8分と年々長くなっている。

[資料16参照]

図表51 主要4空港以外の空港(34空港)における外国人入国審査の年平均最長審査待ち時間の推移

(単位：空港、分、%)

区分	合計	年平均最長審査待ち時間別空港数					34空港全体での年平均最長審査待ち時間
		目標達成	目標未達成				
		20分以下	計	20～30分以下	30～40分以下	40分～	
合計	90	30	60	51	8	1	—
構成比	100.0	33.3	66.7	56.7	8.9	1.1	—
平成18年	34	12	22	20	2	0	20.9
構成比	100.0	35.3	64.7	58.8	5.9	0.0	—
19年	29	8	21	17	3	1	22.7
構成比	100.0	27.6	72.4	58.6	10.3	3.4	—
20年	27	10	17	14	3	0	22.8
構成比	100.0	37.0	63.0	51.9	11.1	0.0	—

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 最長審査待ち時間は、年に数回、特定の1週間について、全便を対象に最長審査待ち時間を測定している。「年平均最長審査待ち時間別空港数」欄は、その期間別測定値の年平均値の時間区分別空港数を掲載している。
 3 空港によっては、測定していない年もあるため、合計は必ずしも34にならない。
 4 山形、出雲、鳥取、徳島及び高知の5空港については、いずれの空港も国際線の便数が少ないため、測定回数は3か年で1月分である。

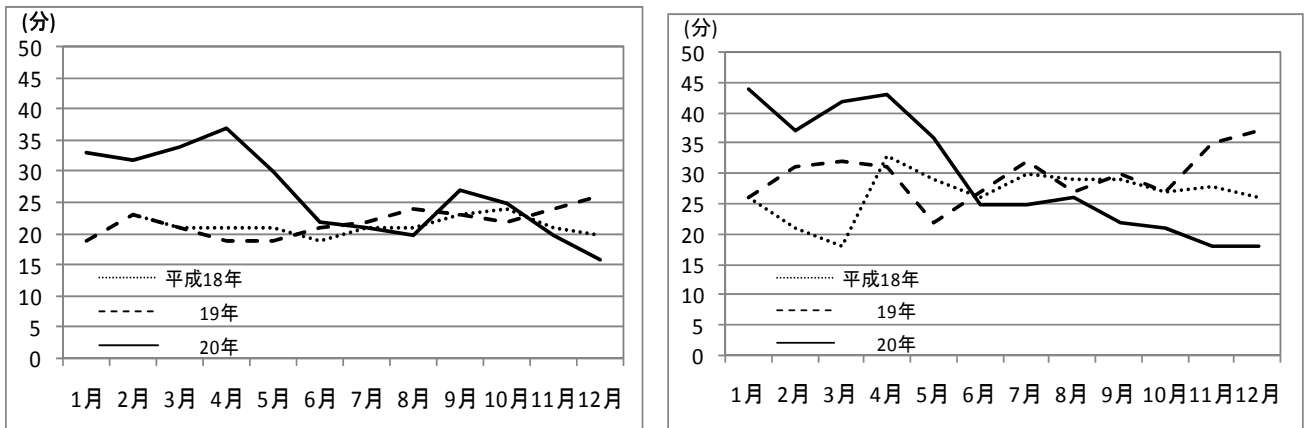
iii 最長審査待ち時間に影響する要因等

審査待ち時間に影響する要因として、審査対象となる外国人旅行者数の著しい増加（図表 49 参照）のほか、実地調査した成田空港及び羽田空港では、次のような状況がみられた。

- ① 平成 19 年 11 月から外国人が上陸審査を受ける際に指紋及び顔写真の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務付けられたため、その取得及び照合作業に要する時間が付加されている。なお、法務省では、「制度導入当初は審査待ち時間が長時間化したが、機器の不具合等もほぼ解消され、入国審査官の機器の操作に係る習熟度も上がったことから、制度導入当初ほどは待ち時間に影響していない。」と分析している。
- ② 日本人、再入国外国人（日本永住の外国人等）及び新規入国外国人向けの審査ブースの割当は、到着する乗客の割合により決定しているが、日本人に対しては、外国人に比べ、審査対象者数が多い一方で、1 人当たりの審査時間が短いため、審査場が狭く審査を待つスペースが十分でない場合等は外国人よりも日本人を優先的に審査せざるを得ず、結果的に待ち時間に大きな差が生じることもある（日本人等は最長でも 10 分程度である）。
成田空港では、大量に到着する乗客をなるべく滞留させず、^{ふくそう}輻輳して到着する乗客を早く的確に処理するために、空いたブースへの誘導、事務室勤務者等の応援派遣、成田空港第 2 ターミナルビルにおける余裕のある逆サイドへの乗客の誘導等、弾力的な運用を行っているが、到着スポットにより乗客が到着するまでの時間も異なる中で、次々と到着する乗客に対処する必要があるなど、経験豊富な入国審査官でも日本人・外国人ブースの配分は難しい面があり、どの程度の待ち時間差であれば全体としての最適配分となるのかを含め、増加が著しい審査対象者に対応した審査ブース及び審査官の最適配分（配置）となっているかどうかは明らかでない。再入国外国人用審査ブースや、日本人用審査ブースによっては、一時的ではあるが、余裕のある状況もみられた。
- ③ 出入国記録カードの記載漏れ、誤り、パスポートのケース外し等の準備不足の積み重ねが滞留要因となっている。

なお、平成 20 年 4 月以降の推移では、図表 52-1 のとおり短縮傾向にある空港がある（成田、中部）。この原因について法務省では、「審査ブースの適切な配分や入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底などの取組が、審査待ち時間の短縮につながっているものと考えられる。」と分析している。

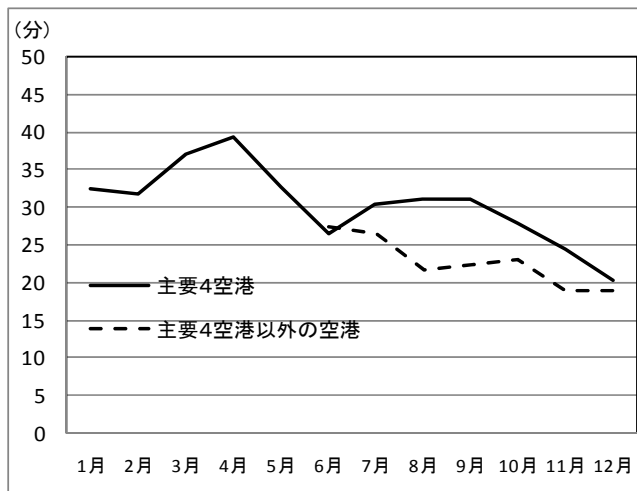
図表 52-1 最長審査待ち時間の推移（平成 20 年）
（成田空港 2 ビル） （中部空港）



(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

また、図表 52-2 のとおり、平成 20 年 8 月以降は、外国人旅行者数の減少等により全空港において最長審査待ち時間がおおむね短縮傾向にある。

図表 52-2 主要 4 空港、主要 4 空港以外の空港別の最長審査待ち時間月平均（平成 20 年）



(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。
2 主要 4 空港以外の空港は 6 から 12 月のみ測定している。

c 審査に要する待ち時間に対する外国人旅行者の評価

入国審査を受ける外国人が、待ち時間に関して、どのような意識を有しているかについて、法務省では統計的な把握は行っていない。今回、実地調査した都道府県のうち北海道では、入国手続の待ち時間を評価内容に含む「訪日外国人来道者動態（満足度）調査」を実施している。同調査結果（平成 19 年度）によると、図表 53-1 のとお

り、「入国手続きに時間がかかる」ことが「北海道を旅行して不満に感じたこと」の選択肢 31 事項のうち、第 1 順位となっている。また、図表 53-2 のとおり、国・地域別にみると、来道者の多い台湾、韓国、香港、中国及びオーストラリアの 5 か国・地域のうち、韓国、香港、中国からの旅行者では、「入国手続きに時間がかかる」ことが不満要因の第 1 順位となっており、台湾は第 2 順位となっている。

図表 53-1 訪日外国人来道者動態（満足度）調査結果（平成 19 年度）

○ 不満に感じたこと（複数回答可）[N=2, 218]

（単位：件）

順位	北海道を旅行して不満に感じたこと（内容一覧）	件数
1	入国手続きに時間がかかる	215
2	飲食店で母国語が通じない	200
3	母国語表示の観光案内板が少ない（情報サービス）	165
4	観光施設で母国語表示の案内板が少ない	163
5	母国語表示の観光パンフレットが少ない（情報サービス）	161
6	宿泊施設で自国のTV放送が入らない	158
7	交通機関で母国語表示の案内板が少ない	153
8	おみやげ品店で価格が高い	145
8	宿泊施設で母国語が通じない	145
10	おみやげ品店で母国語が通じない	144
11	空港ターミナル施設が狭い	135
12	食事の料金が安い	130
13	母国語で対応できる観光案内所が少ない	119
14	魅力的なおみやげ品がない	118
15	食事が口に合わない	113
16	母国語表示の観光ホームページが少ない	90
17	観光施設で母国語のガイドが少ない	86
18	魅力的な観光施設がない	85
18	宿泊施設の部屋が快適でない	85
20	宿泊施設の料金が安い	81
21	交通機関の料金が安い	69
22	目的地までの路線が少ない	65
22	観光施設の入場料金などが高い	65
24	おみやげ品の品質が悪い	54
24	食事の品質が悪い	54
26	都市の景観が美しくない	50
27	電車・バスなどの便が少ない	49
28	宿泊施設の接客サービスが悪い	29
29	自然・田舎が美しくない	26
30	飲食店での接客サービスが悪い	23
31	おみやげ品店で接客サービスが悪い	15

- （注） 1 「平成 19 年度訪日外国来道者動態（満足度）調査報告書」（北海道経済部観光のくにづくり推進局）に基づき当省が作成した。
 2 調査時期は、平成 19 年 5 月～20 年 2 月である。
 3 「不満に感じたこと」の件数の多い順に記載した。
 4 調査対象となっている新千歳及び函館空港は、全国の空港の中でも入国審査の最長待ち時間が比較的短い空港である。

図表 53-2 訪日外国人来道者動態（満足度）調査結果（平成 19 年度）

○ 国・地域別不満に感じたことの件数の多いもの（上位 3 事項） [N=2, 218]

（単位：件）

国・地域	不満に感じたことの件数の多い 3 事項（回答数）		
	1 位	2 位	3 位
台湾 (N=909)	母国語表示の観光パンフレットが少ない (91)	入国手続に時間がかかる (90)	飲食店で母国語が通じない (88)
韓国 (N=711)	入国手続に時間がかかる (75)	魅力的なおみやげ品がない (69)	飲食店で母国語が通じない (61)
香港 (N=227)	入国手続に時間がかかる (28)	飲食店で母国語が通じない (26)	母国語表示の観光案内板が少ない (23)
中国 (N=177)	入国手続に時間がかかる (17)	食事の料金が安い (同率 2 位) (13) 交通機関で母国語表示の案内板が少ない (同率 2 位) (13)	
オーストラリア (N=176)	交通機関で母国語表示の案内板が少ない (同率 1 位) (16) 宿泊施設で自国の TV 放送が入らない (同率 1 位) (16)		魅力的なおみやげ品がない (15) 他

- (注) 1 「平成 19 年度訪日外国来道者動態（満足度）調査報告書」（北海道経済部観光のくにつくり推進局）に基づき当省が作成した。
2 調査時期は、平成 19 年 5 月～20 年 2 月である。